

長崎県の人事行政の運営等の状況について

人事行政の運営における公正性、透明性を高めるため、「長崎県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、長崎県の人事行政の運営の状況と長崎県人事委員会の業務の状況について、次のとおり公表いたします。

内容については、下記をご覧ください。

【公表している項目】

人事行政の運営の状況

- 職員の任免及び職員数に関する事項 P 1
- 職員の給与に関する事項 P 11
- 職員の勤務時間その他の勤務条件に関する事項 P 28
- 職員の休業に関する事項 P 32
- 職員の分限及び懲戒処分に関する事項 P 33
- 職員の服務に関する事項 P 35
- 職員の退職管理に関する事項 P 36
- 職員の研修及び勤務成績の評定に関する事項 P 37
- 職員の福祉及び利益の保護に関する事項 P 42
- 管理職昇任選考 P 46
- 通報制度の運用状況 P 47

人事委員会の業務の状況

- 職員の競争試験及び選考に関する事項 P 48
- 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告に関する事項 P 54
- 勤務条件に関する措置の要求に関する事項 P 61
- 不利益処分に関する不服申立てに関する事項 P 62

※内容につきましては、基本的に令和6年度の実績を記載していますが、項目によっては、令和7年4月1日現在の状況を記載しているものがあります。

この内容に関するお問い合わせは

長崎県総務部人事課まで

TEL 095-895-2152

FAX 095-895-2550

E-mail s01020@pref.nagasaki.lg.jp

人事行政の運営の状況

1 職員の任免及び職員数

1-1 職員の採用状況

(1) 令和7年度の新規採用者数（令和7年4月1日現在）

(単位:人)

区分	職種	試験採用	選考採用(※)	計	
行政	一般事務	87	8	95	
	一般事務(障害者対象)		2	2	
	社会福祉	5	1	6	
	保育士				
	計量検定				
	環境科学	4		4	
	造園				
	工鉱業				
	水産	4	1	5	
	農業	9	1	10	
	畜産	1		1	
	農業士	4		4	
	林業	7		7	
	土木	11		11	
	建築	4	1	5	
	電気				
	医師			1	1
	作業療法士				
	獣医師			5	5
	薬剤師			2	2
	臨床検査技師			3	3
	保健師			5	5
	栄養士	3			3
	研究員			1	1
	看護師			2	2
	放射線技師			1	1
	甲板員				
	学芸員			1	1
	職業訓練指導員			1	1
	農事員			1	1
畜産技術員			1	1	
計		139	38	177	
バス事業	交通局事務				
	運転士				
	ガイド				
	整備士				
計		0	0	0	

区分	職種	試験採用	選考採用(※)	計
教育	教育事務	31	2	33
	教育事務(障害者(身体・精神・知的))		1	1
	小学校教員		203	203
	中学校教員		110	110
	高等学校教員		101	101
	盲・ろう・特別支援学校教員		40	40
	養護教諭		19	19
	栄養教諭		1	1
	学芸員		1	1
	文化財保護主事			
	計	31	478	509
警察	警察事務	9	4	13
	警察事務(障害者対象)			
	警察官Ⅰ類(男性)			
	【一般】	28	1	29
	【選択】	5		5
	警察官Ⅲ類(男性)	50		50
	警察官Ⅰ類(女性)			
	【一般】	4		4
【選択】	2		2	
警察官Ⅲ類(女性)	21		21	
計	119	5	124	
合計	289	521	810	

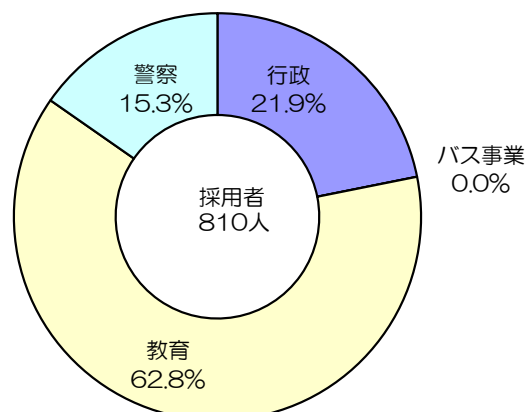
※「選考採用」…①試験を行っても十分な競争者が得られない場合又は職務と責任の特殊性により職務の遂行能力について職員の順位の判定が困難である場合

例) 医師、薬剤師、保健師など

②国又は人事委員会をおく他の地方公共団体の試験又は選考に合格した者をもって補充しようとする職で、当該試験又は選考にかかる職と同等以下の場合

例) 国家公務員や他の地方公共団体の職員を県職員として採用する場合

令和7年4月1日現在の新規採用者の割合は、次のとおりです。



1 職員の任免及び職員数

1-1 職員の採用状況

(2) 令和6年度の新規採用者数(令和6年4月1日現在)

(単位:人)

区分	職 種	試験採用	選考採用(※)	計	
行政	一般事務	63	6	69	
	一般事務(障害者対象)		5	5	
	社会福祉	4	6	10	
	保育士	1		1	
	計量検定				
	環境科学	4		4	
	造園				
	職業指導				
	水産	2		2	
	農業	15		15	
	畜産	2		2	
	農業土木	4		4	
	林業	10		10	
	土木	8	1	9	
	建築	3		3	
	電気	2		2	
	医師			1	1
	作業療法士			1	1
	獣医師			2	2
	薬剤師			3	3
	臨床検査技師			2	2
	保健師			11	11
	栄養士	2			2
	研究員			1	1
	児童自立支援専門員			1	1
	児童生活支援員			1	1
	学芸員			1	1
農事員			1	1	
	計	120	43	163	
バス事業	交通局事務	2		2	
	運転士		74	74	
	ガイド				
	整備士		1	1	
	計	2	75	77	

区分	職 種	試験採用	選考採用(※)	計
教 育	教 育 事 務	21	1	22
	教育事務(障害者(身体・精神・知的))			
	小 学 校 教 員		229	229
	中 学 校 教 員		97	97
	高 等 学 校 教 員		79	79
	盲・ろう・特別支援学校教員		35	35
	養 護 教 諭		22	22
	文 化 財 保 護 主 事			
	計	21	463	484
警 察	警 察 事 務	11	5	16
	警察事務(障害者対象)			
	警察官Ⅰ類(男性)			
	【一般】	31	1	32
	【選択】	1		1
	警察官Ⅲ類(男性)	36	1	37
	警察官Ⅰ類(女性)			
	【一般】	9	2	11
【選択】	2		2	
警察官Ⅲ類(女性)	12		12	
	計	102	9	111
	合 計	245	590	835

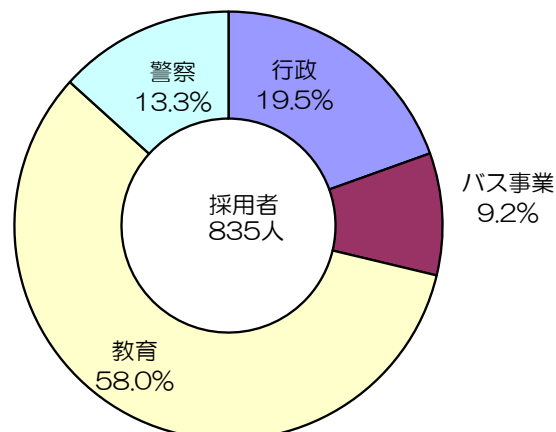
※「選考採用」…①試験を行っても十分な競争者が得られない場合又は職務と責任の特殊性により職務の遂行能力について職員の順位の判定が困難である場合

例) 医師、薬剤師、保健師など

②国又は人事委員会をおく他の地方公共団体の試験又は選考に合格した者をもって補充しようとする職で、当該試験又は選考にかかる職と同等以下の場合

例) 国家公務員や他の地方公共団体の職員を県職員として採用する場合

令和6年4月1日現在の新規採用者の割合は、次のとおりです。



1-2 退職者の状況

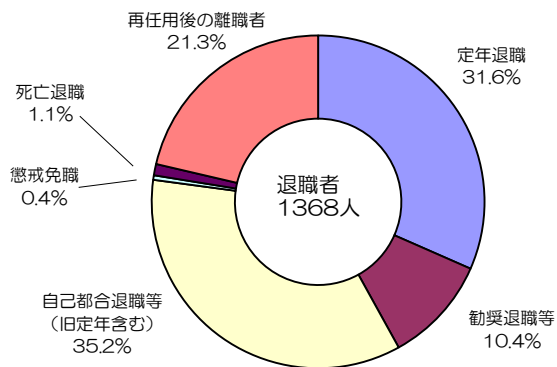
令和6年度に退職した職員の種類別人数は以下のとおりです。

(単位:人)

職種	区分	合計	定年退職	勧奨退職等	その他			
					自己都合退職等 (旧定年含む)	懲戒免職	死亡退職	再任用後の 離職者
一般行政部門	一般事務	101	37	18	27	2	1	16
	通信							
	社会福祉	6	1	1	3			1
	計量検定							
	化学	1			1			
	工鉱業	5	4					1
	職業指導	2	1					1
	水産	7	3		4			
	農業	23	17	2	1			3
	畜産	1			1			
	農業土木	4		2	2			
	林業	7	1		3		1	2
	土木	23	2	5	15		1	
	建築	4	2		2			
	電気	2			2			
	機械設備							
	医師	3		1	2			
	獣医師	13	5		4			4
	薬剤師	2			2			
	診療放射線技師	1		1				
	臨床検査技師	3			1			2
	看護師	3		1				2
	准看護師							
	保育士	1		1				
	栄養士	1			1			
	秘書	1	1					
	保健師	6	2		4			
	児童自立支援専門員	2	1		1			
	理学療法士							
	作業療法士	1					1	
	機関士							
	窯業技術員	1	1					
	監視員	4	3				1	
	運転士	4	1					3
	造園	1			1			
	交換技術員	2			1			1
	農事員	2			1			1
	畜産技術員	3	1	1				1
	調理員	1	1					
	甲板員	1						1
社会福祉(心理)								
学芸員								
環境科学	1			1				
電話								
小計		243	84	33	80	2	5	39

職種	区分	合計	定年退職	勸奨退職等	その他			
					自己都合退職等 (旧定年含む)	懲戒免職	死亡退職	再任用後の 離職者
バス事業	交通局事務	5	3		1			1
	運転士	32	17		9			6
	ガイド							
	整備士	1			1			
	小計	38	20		11			7
教育	教育事務	48	13	3	12			19
	教職員	908	286	99	292	4	6	221
	栄養士・栄養職員							
	用務員							
	調理員							
	介助員							
	船員							
	文化財保護主事							
	小計	956	299	102	304	4	7	240
警察	警察事務	17	2	3	11			1
	警察官	114	27	4	75			2
	業務員							
	小計	131	29	7	86			3
合計		1368	432	142	481	6	15	292

退職した職員の退職理由別割合は次のとおりです。



1-3 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

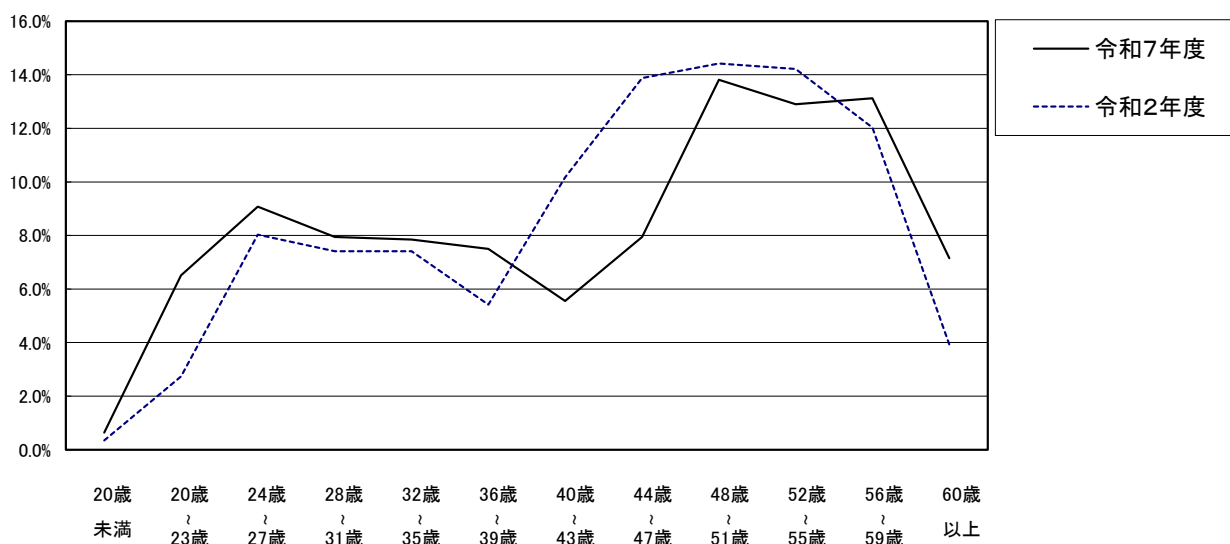
(各年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年 増減数	主な増減理由
		令和6年	令和7年		
一般行政部門	議会	29	29	0	
	総務	805	811	6	(増)欠員解消に伴う増員等
	税務	192	195	3	(増)欠員解消に伴う増員
	労働	79	80	1	(増)高等技術専門校見直しに伴う増員
	農林水産	1,066	1,066	0	
	商工	232	228	▲4	(減)市町派遣終了による減員等
	土木	785	784	▲1	(減)欠員に伴う減員等
	民生	395	398	3	(増)児童相談所の体制強化のための増員等
	衛生	459	463	4	(増)欠員解消に伴う増員
	小計	4,042	4,054	12	
特別行政部門	教育	12,057	11,865	▲192	(減)児童・生徒数の減少に伴う減員等
	警察	3,520	3,522	2	(増)警察官の欠員解消に伴う増員等
	小計	15,577	15,387	▲190	
公営企業等部門	下水道	3	3	0	
	交通	424	439	15	(増)運転士の欠員解消に伴う増員等
	その他	9	9	0	
	小計	436	451	15	
合計		20,055 [21,585]	19,892 [21,585]	▲163 [0]	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を有する休職者、派遣職員などを含み、会計年度任用職員を除きます。

2 [] 内は、条約定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況（一般行政部門・令和7年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	26人	264人	368人	322人	318人	304人	225人	322人	560人	523人	532人	290人	4,054人

(3) 職員数の推移

(単位:人・%)

部門別	年度	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	過去5年間の増減数(率)
一般行政		4,022	4,016	4,025	4,042	4,042	4,054	32 (0.8%)
教育		12,227	12,129	12,103	12,101	12,057	11,865	△ 362 (△3.0%)
警察		3,543	3,545	3,516	3,520	3,520	3,522	△ 21 (△0.6%)
普通会計計		19,792	19,690	19,644	19,663	19,619	19,441	△ 351 (△1.8%)
公営企業等会計計		364	337	341	343	436	451	87 (23.9%)
総合計		20,156	20,027	19,985	20,006	20,055	19,892	△ 264 (△1.3%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数です。

1-4 再任用職員の採用と給与の状況

再任用制度は、満額年金支給開始年齢の引き上げに合わせて、60歳前半の生活を雇用と年金の連携により支えるために行っているもので、平成14年4月より実施しています。

(1) 令和7年度に再任用した職員の職種別人数と給与（令和7年4月1日現在）

(単位:人)

区分 職種	再任用職員数				再任用職員給与													
	常時勤務	短時間勤務			常時勤務						短時間勤務							
		16時間以上 20時間未満	20時間以上 30時間未満	30時間以上 32時間未満	18万円以上 20万円未満	20万円以上 22万円未満	22万円以上 24万円未満	24万円以上 26万円未満	26万円以上 28万円未満	28万円以上	10万円以上 12万円未満	12万円以上 14万円未満	14万円以上 16万円未満	16万円以上 18万円未満	18万円以上 20万円未満	20万円以上 22万円未満	22万円以上 24万円未満	24万円以上
一般事務	108		4	9					94	14				1	1	2	9	
社会福祉	2								2									
化学	0		1													1		
工鉱業	6								3	3								
職業訓練 指導員	7								7									
水産業	11								8	3								
林業	2								2									
土木	1								1									
建築	3								2	1								
電気	1								1									
農業	27								22	5								
農業土木	1								1									
畜産	1								1									
獣医師	10								4	6								
看護師	0																	
保健師	3		1							3						1		
甲板員	1									1								
臨床検査技師	1								1									
理学療法士	1								1									
監視員	3								3									
運転士	3								3									
窯業技術員	1								1									
農事員	1								1									
畜産技術員	1								1									
調理員	1								1									
交通局事務	8				1	3		2	2									
運転士	36		3			36								3				
教育事務	38							38										
教職員	540	444							540		444							
警察官	20		19							20						5	14	
警察事務	3		5							3						2	3	
業務員																		
合計	841	444	33	9	1	39	0	50	692	59	0	444	1	4	4	16	17	0

※「常時勤務」とは、1日の勤務時間が7時間45分の勤務形態です。（交通局の事務、整備士は8時間。運転士、ガイドは7時間10分）

(2) 令和6年度に再任用した職員の職種別人数と給与（令和6年4月1日現在）

(単位:人)

区分 職種	再任用職員数				再任用職員給与													
	常時勤務	短時間勤務			常時勤務						短時間勤務							
		16時間以上 20時間未満	20時間以上 30時間未満	30時間以上 32時間未満	18万円以上 20万円未満	20万円以上 22万円未満	22万円以上 24万円未満	24万円以上 26万円未満	26万円以上 28万円未満	28万円以上	10万円以上 12万円未満	12万円以上 14万円未満	14万円以上 16万円未満	16万円以上 18万円未満	18万円以上 20万円未満	20万円以上 22万円未満	22万円以上 24万円未満	24万円以上
一般事務	91		3	7				44	37	10			1	1	1	6	1	
社会福祉	3							1	2									
化学	1							1										
工鉱業	4							3		1								
職業訓練 指導員	7							4	3									
水産	8							7		1								
林業	3							2	1									
土木	1							1										
建築	1									1								
電気	1							1										
農業	17							10	3	4								
農業土木	1							1										
畜産	1							1										
獣医師	10							4		6								
看護師	2							2										
保健師	2		1							2						1		
甲板員	2									2								
臨床検査技師	3							3										
理学療法士	1							1										
運転士	5							5										
農事員	2							2										
畜産技術員	0			1											1			
交換技術員	1							1										
交通局事務	0																	
運転士	1		4		1							4						
教育事務	47	3						47			3							
教職員	506	280						506		280								
警察官	13		16							13						4	12	
警察事務	2		5							2						5		
業務員																		
合計	736	283	29	8	1	0	0	141	552	42	0	283	5	1	2	16	13	0

※「常時勤務」とは、1日の勤務時間が7時間45分の勤務形態です。（交通局の事務、整備士は8時間。運転士、ガイドは7時間10分）

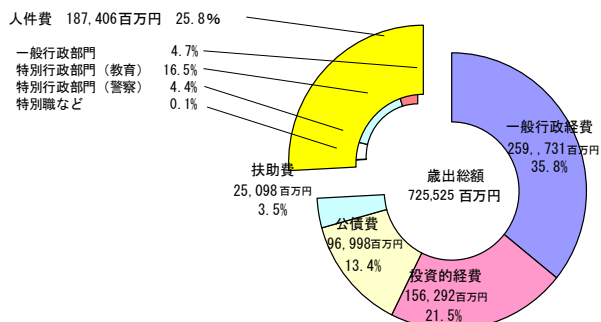
2 職員の給与

2-1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (令和7年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和5年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
令和6年度	1,274,371	725,525,376	1,137,101	187,406,056	25.8	23.6

県支出に占める人件費の割合

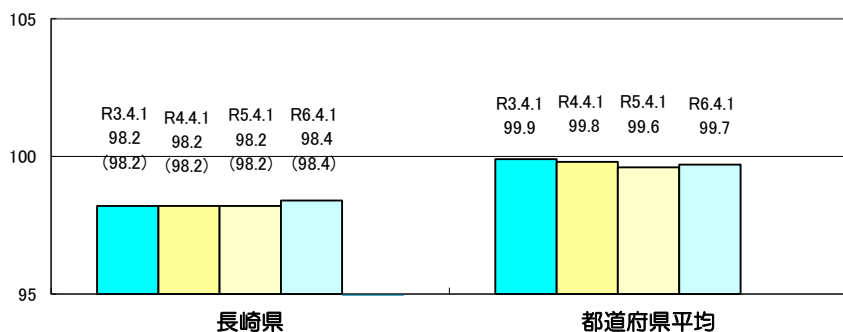


(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 都道府県平均 一人当たり給与費(R5)
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
令和6年度	20,057	81,957,867	15,353,595	34,334,616	131,646,078	6,564	6,872

- (注) 1 職員手当には、退職手当は含まれていません。
 2 職員数は令和7年4月1日の人数です。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与が含まれているが、会計年度任用職員の給与は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。
 2 〇書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指しています。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数です。（補正前のラスパイレス指数×（1+当該団体の地域手当支給割合）/（1+国の指定基準に基づく地域手当支給割合）により算出しております。）
 3 ラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数を含む）の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いています。

(4) 給与改定の状況

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
	円	円	円	%	%	%
令和6年度	377,855	367,578	10,277円 (2.80%)	2.80	2.80	2.76

- (注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額です。

②特別給（期末・勤勉手当）

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数*	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給割合 A	公務員の支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
	月	月	月	月	月	月
令和6年度	4.60	4.50	0.10	0.10	4.60	4.60

- (注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数です。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し
 実施 未実施

(給料表の改定実施時期)
 平成27年4月1日
 (内容)
 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。ただし、1級(全号給)及び2級の初任給に係る号給は引下げなし。3級以上の高位号給は最大4%程度引下げ。激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。
 他の給料表については、一般行政職の給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し
 実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

(支給割合)
 国基準3%に対し、長崎県においても3%を支給。その他の地域についても国と同様の見直しを実施。
 (実施時期)
 平成27年4月1日

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。(平成27年4月1日実施)

(6) 特記事項

55歳を超える職員は平成27年度より原則昇給停止としている。

2-2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和7年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
長崎県(R7)	42.7 歳	326,774 円	397,226 円	358,466 円
国(R6)	42.1 歳	323,823 円	-	405,378 円
都道府県平均(R6)	42.4 歳	321,156 円	410,148 円	362,985 円

②技能労務職

区分	公務員					県内民間		参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	
長崎県(R7)	58.4 歳	108 人	329,535 円	366,597 円	345,354 円	-	-	-
うち守衛	- 歳	- 人	- 円	- 円	- 円	警備員	55.8 歳	218,600 円
うち監視員	57.5 歳	20 人	318,775 円	353,065 円	338,949 円	-	-	1.62
うち用務員	55.6 歳	1 人	355,500 円	373,348 円	365,670 円	用務員	49.1 歳	244,800 円
うち運転士	57.4 歳	34 人	345,509 円	400,322 円	362,840 円	運転士	57.2 歳	188,000 円
うちその他	52.5 歳	53 人	322,210 円	349,572 円	335,641 円	-	-	-
国(R6)	51.2 歳	1,829 人	288,144 円	-	330,553 円	-	-	-
都道府県平均(R6)	53.9 歳	149 人	308,506 円	363,394 円	339,367 円	-	-	-

区分	参 考 年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	県内民間 (D)	C/D
長 崎 県	6,066,045 円	-	-
うち守衛	- 円	-	-
うち監視員	5,974,140 円	2,820,400 円	2.12
うち用務員	6,380,002 円	3,297,300 円	1.93
うち運転士	6,508,695 円	2,367,000 円	2.75

※県内民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用したものです(令和3~令和5年の3ヶ年平均)。
 なお、用務員の民間データは、全国データとなります。

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、民間データには日雇い労働者等のデータを含むなど、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「県内民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を1.2倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

③高等（特別支援）学校教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
長崎県(R7)	45.8 歳	381,480 円	435,067 円
都道府県平均(R6)	44.8 歳	370,607 円	432,659 円

④小・中学校教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
長崎県(R7)	44.8 歳	370,645 円	416,956 円
都道府県平均(R6)	41.8 歳	356,431 円	412,158 円

⑤警察職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
長崎県(R7)	39.1 歳	340,651 円	457,735 円	370,461 円
国(R6)	41.8 歳	328,209 円	—	388,322 円
都道府県平均(R6)	39.3 歳	334,004 円	475,875 円	383,957 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、各年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。
 また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出したものです。

(2) 職員の初任給の状況(令和7年4月1日現在)

区 分	長 崎 県	国	
一般行政職	大学卒	220,000 円	220,000 円
	高校卒	188,000 円	188,000 円
技能労務職	高校卒	185,400 円	—
	中学卒	171,300 円	—
高等学校教育職	大学卒	246,300 円	—
	短大卒	222,200 円	—
小・中学校教育職	大学卒	246,300 円	—
	短大卒	225,500 円	—
警察職	大学卒	248,800 円	255,200 円
	高校卒	216,400 円	216,400 円

- (注) 1 初任給の額は、新規学卒で採用された場合の月額です。
 2 技能労務職の中学卒の額は、職種によって初任給が異なるため平均額を記載しています。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(令和7年4月1日現在)

区 分	経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年	
一般行政職	大学卒	284,803 円	363,218 円	384,695 円	404,653 円
	高校卒	255,400 円	324,189 円	362,800 円	381,444 円
技能労務職	高校卒	—	—	—	345,100 円
	中学卒	—	—	—	334,800 円
高等学校教育職	大学卒	331,801 円	395,791 円	419,691 円	438,875 円
	短大卒	—	377,312 円	397,767 円	421,465 円
小・中学校教育職	大学卒	333,223 円	394,494 円	416,731 円	430,177 円
	短大卒	—	377,312 円	397,767 円	421,465 円
警察職	大学卒	297,689 円	384,927 円	415,319 円	422,604 円
	高校卒	284,053 円	354,885 円	396,200 円	403,876 円

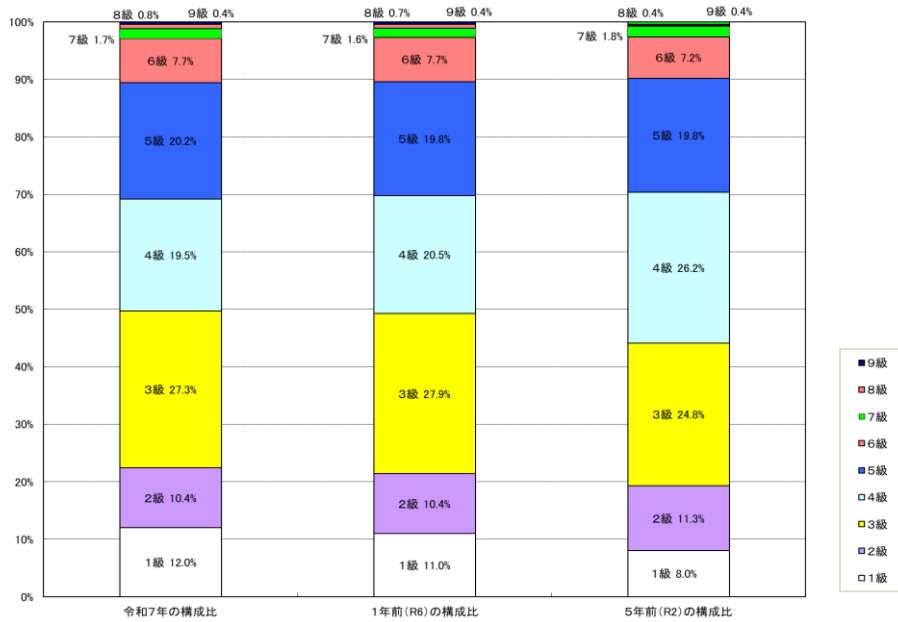
- (注) 経験年数とは、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合、採用後の年数をいいます。

2-3 一般行政職の級別職員数等の状況

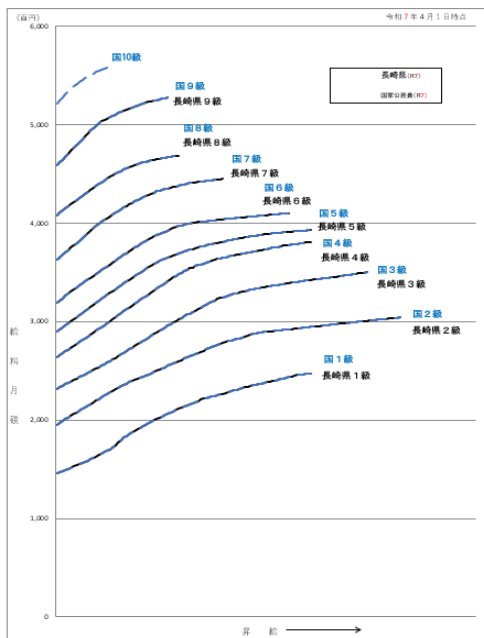
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和7年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
9級	部長（困難）	17人	0.4%	510,200円	540,900円
8級	部長次長（困難）	32人	0.8%	458,300円	488,500円
7級	次長課長（困難）	68人	1.7%	408,300円	450,900円
6級	課長	310人	7.7%	355,200円	415,700円
5級	課長補佐	817人	20.2%	321,300円	398,200円
4級	課長補佐係長	785人	19.5%	298,800円	386,100円
3級	係長主査、主任主事、主任技師	1,102人	27.3%	265,300円	354,700円
2級	主事、技師	420人	10.4%	230,000円	308,500円
1級	主事、技師	484人	12.0%	183,500円	258,100円
計		4,035人	100.0%		

(注) 1 長崎県の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和7年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況(知事部局)

令和6年4月2日から令和7年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)	/		/	
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

2-4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

長 崎 県	国
1人当たり平均支給額〔令和6年度〕 1,712 千円	-
〔令和6年度支給割合〕 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.40) 月分 (1.00) 月分	〔令和6年度支給割合〕 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.40) 月分 (1.00) 月分
〔加算措置の状況〕 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~20%	〔加算措置の状況〕 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合です。

○ 勤勉手当への人事評価の活用状況(知事部局)

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率
上位、標準、下位の成績率	○		○	○
上位、標準の成績率		○		
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ(一律)	/		/	
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当(令和7年4月1日現在)

長 崎 県	国
(支給率) 自己都合 勤奨・定年 勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分 勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分 勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分 最高限度額 47.709 月分 47.709 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%~20%加算) (退職時特別昇給 なし) 1人当たり平均支給額 1,677 千円 18,360 千円	(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分 勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分 勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分 最高限度額 47.709 月分 47.709 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%~45%加算)

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額です。
2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含みます。

(3) 地域手当(令和7年4月1日現在)

支給実績(令和6年度決算)	884,670 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)	131,902 円		
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	国の制度(支給割合)
東京都(特別区)	20 %	35 人	20 %
大阪市	16 %	5 人	16 %
福岡市	9 %	6 人	9 %
長崎市	2 %	6,647 人	2 %
医師・歯科医師	16 %	21 人	16 %
平均支給割合	2.2 %	-	3.1 %

(注) 1 医師・歯科医師については、支給対象地域の区分にかかわらず、支給率16%です。
2 「国の制度(支給割合)」の欄の平均支給割合は、企業会計等を除く普通会計から給与を支給されている一般の職員に対し国の支給割合で支給したと仮定した場合の加重平均の支給割合です。
3 職員数には再任用職員(短時間勤務)は含んでいません。

(4) 特殊勤務手当(令和7年4月1日現在)

著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務、その他著しく特殊な勤務で給与上特別の考慮を必要とするが、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員に対し、その勤務の特殊性に応じて支給されます。

国 国に準ずる手当…国が特殊勤務手当を措置している勤務と同様であるもの

交 交付税算入手当…交付税措置がされている手当

他 その他 …上記以外のもの

支給実績(令和6年度決算)	908,727 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)	121,293 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和6年度)	37.4 %
手当の種類(手当数)	38

一般職員

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和6年度決算)	左記職員に対する支給単価
防疫等作業手当	感染の危険がある作業等に従事する職員	国 感染症の病原体等に感染の危険がある作業、検疫、在宅結核患者の療養指導等	725千円	日額 290円 (条例で定める感染症については380円) 月額 6,000円 ※特例措置として新型コロナウイルス感染症関連業務については日額3,000円(規則で定める業務については4,000円)→R5.7.7廃止
ダム管理手当	ダム等の管理に従事する職員	国 洪水警戒体制時におけるダム等の管理の業務	26千円	日額 350円
夜間看護手当	こども医療福祉センターに勤務する看護師等	国 正規の勤務時間の一部又は全部が深夜(午後10時～午前5時)において行われた看護等の業務	5,854千円	深夜の全部 1回 7,300円 4時間以上 1回 3,550円 2～4時間 1回 3,100円 2時間未満 1回 2,150円
特殊現場作業手当	特殊現場において作業に従事する職員	国 地上又は水面上10m以上の足場の不安定な箇所における工事の監督、測量、検査等	274千円	日額 230円
		他 水面下4m以上、地下2m以上の深所における工事の監督、測量、検査等		日額 230円
		国 トンネル坑内における工事の監督、測量、検査等		日額 560円
		国 仁田峠循環自動車道路における除雪、凍結防止、落石防止または落石除去の作業		日額 230円
		国 交通を遮断することなく行う道路上における工事の監督、測量、検査等		日額 230円 (深夜 345円)
有害物取扱手当	毒物・劇物等を使用する作業等に従事する職員	国 毒物・劇物を用いて、試験研究・検査のため化学分析作業又は農作物・森林の病害虫防除のための有害農薬の製剤、散布、実施指導作業	300千円	日額 290円
漁業取締手当	漁業取締業務に従事する職員	国 漁業取締の実施にあたって緊急出動、巡視、追跡、立入検査、検挙、取り調べ等	1千円	日額 500円
航空手当	航空機に搭乗して業務に従事する職員	国 航空機に搭乗し、業務取締、漁業に関する調査、消防防災業務に従事したとき	53千円	1時間 1,900円
公共用地取得業務手当	公共用地取得等に従事する職員	国 公共事業の施行に伴う用地取得・物件移転等に関し、困難な交渉を伴う調査、測量、買収、補償	4,986千円	日額 1,000円 (夜間 1,500円)
放射線取扱手当	放射線照射作業等に従事する職員	国 放射線照射作業及びその補助作業等	155千円	日額 230円 月額 9,000円

災害応急作業等 手当	災害応急作業等に従事する 職員	国	噴火災害による避難勧告 地域又は警戒区域に入域 し、災害状況の調査等の 作業	19千円	巡回監視 日額 710円(夜間 1,065円) 応急作業等 日額 1,080円(夜間 1,620円) 避難勧告地域 日額 1,080円 警戒区域 日額 2,160円
			異常な自然現象により重大 な災害が発生し、又は発生 するおそれがある場合に災 害対策本部が設置された地 方公共団体の地域で行う関 係行政機関等との災害応急 対策に係る連絡調整の作業		日額710円 (夜間 1,065円)
			原子力緊急事態宣言があっ た場合で、緊急事態応急実 施区域等を考慮して人事委 員会で定める区域において 行った人事委員会が定める 作業		日額 40,000円を超えない範囲 内で人事委員会が定める額
外国勤務手当	外国に駐在する職員	国	外国における業務	4,896千円	外務公務員の給与に関する法律の規定により支給されることとなる在勤手当のうち次に掲げる月額額の合計額 ① 在勤基本手当(法規定額×0.8) ② 住居手当(法規定額×0.8) ③ 配偶者手当(法規定額×0.8-扶養手当の月額相当額) ④ 子女教育手当
死体処理手当	特定大規模災害に対処する ため死体の取扱いに関する 作業に従事した職員	国	死体の収容等の作業	0千円	日額 1,000円 (人事委員会が定める場合に あっては2,000円)

税務手当	県税事務に従事する職員	交	県税の賦課、徴収に関する業務 ※国は税務職俸給表適用	26,426千円	日額 750円 (夜間 1,125円) 月額 15,000円
社会福祉業務手当	福祉事務所等に勤務する職員	交	ケースワーク、心理判定、一時保護等の業務に従事したとき ※国は福祉職俸給表適用	11,034千円	日額 600円 月額 20,000円 (一時保護業務等) 月額 13,800円 (相談・調査・指導業務等)
職業訓練指導手当	高等技術専門学校、農業大学の職員	交	職業訓練又は職業指導に関する業務	19,126千円	月額 31,000円
精神保健福祉業務手当	こども・女性・障害者支援センター等に勤務する職員	交	精神保健指定医の診察、その診察の立会、入院措置患者の護送、在宅精神患者の訪問指導	508千円	日額 340円
消防訓練指導手当	消防学校に勤務する職員	交	訓練礼式、ポンプ操法、体育、救急実技、火災防ぎよ、水防、救助、危険物実技についての訓練指導の業務に従事したとき	9千円	日額 720円
種雄牛取扱手当	種雄牛を飼育する機関に勤務する職員	他	種雄牛の精液採取等の作業	91千円	日額 230円
医師手当	医師・歯科医師である職員	他	医師・歯科医師に対する手当	9,862千円	月額 30,000円～42,000円 (離島加算により最高 58,800円)
夜間教育訓練手当	教育又は職業訓練を行う機関に勤務する職員	他	専ら夜間課程の授業に従事したとき	0千円	月額 4,000円
公害防止作業手当	著しく困難又は危険な公害防止業務に従事する職員	他	大気汚染防止法、水質汚濁防止法などの公害関係法令の規定に基づく公害防止業務(ばい煙・排ガスの測定、し尿処理施設の検査等)	18千円	日額 230円
病虫害防除指導手当	病虫害防除所に勤務する職員	他	植物の検疫、病虫害の発生予察・防除・防除指導に従事したとき	1,546千円	月額 16,100円
と畜検査手当	と畜検査に従事する職員	他	と畜検査の業務	16千円	日額 500円
狂犬病予防作業手当	保健所に勤務する狂犬病予防員(獣医師)である職員	他	狂犬病の予防注射、違反犬の捕獲・処分、不用犬の引き取り・処分、こつ働犬の検診の作業	46千円	日額 350円
在宅勤務手当	3箇月以上にわたって、月平均10日を超えて在宅勤務を行う予定がある職員	他	住居その他これに準じる場所において行う業務	27千円	月額3,000円

□教育職員

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和6年度決算)	左記職員に対する支給単価
教員特殊業務手当	教育職員 (校長、副校長及び教頭を除く)	国 非常災害時における児童若しくは生徒の保護又は緊急の防災、復旧の業務	0千円	日額 8,000円 特に甚大な非常災害 日額 16,000円
		国 児童又は生徒の負傷、疾病等に伴う救急の業務	0千円	日額 7,500円
		国 児童又は生徒に対する緊急の補導業務	0千円	日額 7,500円
		国 修学旅行等において、児童又は生徒を引率して行う指導業務で、泊を伴うもの	49,990千円	日額 5,100円
		国 対外運動競技等において、児童又は生徒を引率して行う指導業務で、泊を伴うもの又は週休日等に行うもの	42,794千円	日額 5,100円
		国 部活動における児童又は生徒に対する指導業務で、週休日等に行うもの	333,021千円	日額 2,700円
		国 入学試験における受験生の監督、採点又は合否判定の業務で、週休日等に行うもの	0千円	日額 900円
多学年学級担当手当	小学校又は中学校の2以上の学年の児童又は生徒で編制されている学級を担当する教育職員	国 多学年学級における授業又は指導に従事したとき	8,357千円	3の学年を1学級 日額 350円 2の学年を1学級 日額 290円
教育業務連絡指導手当	主任等の職務を担当する指導教諭、教諭、養護教諭又は栄養教諭	国 当該担当に係る業務に従事したとき	109,023千円	日額 200円
災害応急作業等手当	学校職員	国 噴火災害による避難勧告地域又は警戒区域に入域し、災害状況の調査等の作業に従事したとき	0千円	避難勧告地域 日額910円 警戒区域 日額1,820円
乗船指導手当	水産高等学校の教育職員	国 練習船に乗船し、航海中において実習指導業務に従事したとき	1,100千円	日額 2,500円
農業散布手当	農業に関する課程を置く県立高等学校の職員	国 農作物等の病害虫防除のため毒物・劇物を含むる農業の散布又は実地指導作業に従事したとき	0千円	日額 290円
夜間部兼務手当	昼間部の授業を本務とする県立学校の教育職員又は夜間学級ではない学級の授業を本務とする中学校の教育職員	他 夜間部の授業を行ったとき又は夜間学級の授業を行ったとき	450千円	1時間 1,580円
昼間部兼務手当	夜間部の授業を本務とする県立学校の教育職員又は夜間学級の授業を本務とする中学校の教育職員	他 昼間部の授業を行ったとき又は夜間学級でない学級の授業を行ったとき	396千円	1時間 1,580円
面接指導手当	県立学校の教育職員	他 本務のほかに通信教育の面接指導に従事したとき	1,876千円	1時間 1,580円
夜間定時制勤務手当	県立学校の職員	他 正規の勤務時間内において夜間定時制課程の業務に午後5時以降において2時間以上従事したとき	282千円	日額 130円
夜間学級担当手当	夜間学級の授業を本務とする中学校の教育職員	他 夜間学級の授業を行ったとき	— (令和7年3月25日改正)	月額 (給料+教調+管調)× 5/100 管理職手当受給者 4/100

□警察職員

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和6年度決算)	左記職員に対する支給単価
刑事作業手当	刑事部鑑識課に関する業務に従事する職員	国 指紋、足こん跡若しくは写真又は理化学、法医学若しくは銃器弾薬類の知識を利用する犯罪鑑識作業	6,330千円	日額 屋内 270円 屋外 520円
	生活安全部、刑事部及び警備部に関する業務に従事する職員	交 私服員が主として従事する犯罪の予防若しくは捜査又は被疑者の逮捕の作業	66,751千円	日額 550円
	白バイ又はパトカー(高速道路交通警察隊のパトカーに限る)の運転業務に従事する職員	交 白バイ又は高速道路においてパトカーを運転して行う交通取締の作業	3,805千円	日額 480円
	パトカー(高速道路交通警察隊のパトカーを除く)の運転業務に従事する職員	交 交通取締及び警らのためのパトカー運転の作業	20,632千円	日額 380円
特殊作業手当	坑内作業に従事する職員	国 鉱山の坑内でガス爆発、火災、出水、落盤等の災害時に行う著しく危険な実地検証の作業	0千円	日額 1,400円
		国 鉱山、土石採取場、トンネル坑内で行う実地検証の作業	0千円	日額 350円
	死体処理作業に従事する職員	国 刑事部捜査第一課検視官室の室長、調査官及び課長補佐が行う死体処理作業	8,122千円	1体 3,200円
		国 損傷の著しい死体処理作業(検視、検証、実況見分、解剖補助等)	23,613千円	1体 3,200円
		国 損傷の著しい死体以外の死体処理作業(検視、検証、実況見分、解剖補助等)	20,171千円	1体 1,600円
	身辺警護等作業に従事する職員	国 天皇又は皇后、皇太子、皇太子妃若しくは人事委員会が定める皇族の警衛	6千円	日額 1,150円
		国 上記以外の皇族の警衛	22千円	日額 640円
		国 警護対象者の警護	504千円	日額 1,150円
	勤務時間が深夜に及ぶ職員	国 正規の勤務時間が深夜(午後10時から翌日の午前5時まで)にかかる勤務	95,475千円	深夜の全部 1回 980円 深夜の一部 1回 650円 2時間未満 1回 410円
	潜水作業に従事する警察官	国 潜水器具を着用して行う死体・凶器等の捜索作業	104千円	潜水深度30m超 1時間 1,200円 潜水深度30mまで 1時間 600円
	操縦士	国 航空機の操縦作業	4,717千円	月額 127,500円
	整備士	国 航空機の整備作業	1,012千円	月額 28,100円(整備士) 月額 17,000円(上記以外)
	航空機搭乗作業に従事する職員(操縦士を除く)	国 航空機に搭乗して行う整備作業又は警察活動	1,217千円	時間 2,200円(整備士) 時間 1,900円(上記以外)
	航空機搭乗作業に従事する職員	国 危険な条件の下での航空機に搭乗して行う作業	55千円	時間 550円(操縦士)
55千円			時間 450円(整備士)	
55千円			時間 360円(上記以外の者)	
救難救助等作業に従事する職員	国 重大な災害等において行う災害警備、救難救助等の作業	622千円	警戒区域等 日額 1,680円 上記以外 日額 840円	
遠隔地水上警戒作業に従事する職員	国 遠隔地の離島周辺海域において行う警戒等の作業	0千円	日額 1,100円 特に困難な場合 日額 1,650円	

(特殊作業手当)	交通部に関する業務に従事する警察官	交	交通整理又は交通事故処理等の作業	19,696千円	日額 530円
	地域部地域課に関する業務に従事する職員	交	警察署の地域課の警察官及び鉄道警察隊の警察官が行う警ら作業	37,861千円	日額 300円
	爆発物等の処理作業に従事する職員	交	爆発物(容疑物を含む)の処理作業	0千円	作業1件 4,600円
		交	特殊危険物質(サリン等)の発散又は漏えいの状況下で行う救助活動及び捜査活動	0千円	日額 4,600円
		交	特殊危険物質(サリン等)の発散又は漏えいの状況下で現場の直近外周において行う避難誘導等の活動	0千円	日額 2,600円
		交	人事委員会規則で定める特殊危険物質等の処理作業に従事する作業	0千円	日額 2,600円
		交	特殊危険物質による被害の危険がある区域内において行う作業	0千円	日額 250円
		交	特殊危険物質の解明目的の実験で当該物質の発生のおそれがある作業	0千円	日額 460円
	銃器犯罪捜査作業に従事する職員	交	銃器等又は銃器等と思料されるものを使用している犯罪現場における犯人の逮捕等の作業	0千円	日額 1,640円
		交	上記に付随して行われる固定配置の作業	0千円	日額 1,100円
		交	銃器等を所持する犯人の逮捕の作業	0千円	日額 1,100円
		交	上記に付随して行われる固定配置の作業	0千円	日額 820円
		交	銃器等が使用された暴力団の対立抗争事件に伴う暴力団事務所等に対する張付け警戒の作業	0千円	日額 820円
		交	暴力団等から危害を受けるおそれがある者を保護するため、その者の身辺等において行われる警戒の作業	0千円	日額 820円
	突発事案に対応する職員	交	突発事案に対応するため正規の勤務時間以外に呼出を受けて行う作業	11千円	1回 1,240円 (夜間に3時間以上勤務した場合)
		交			1回 620円 (上記以外の場合)
	警務部留置管理課に関する業務に従事する職員	他	被疑者の看守、押送の作業	5,492千円	日額 220円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(令和6年度決算)	3,068,321 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)	358 千円
支給実績(令和5年度決算)	2,960,827 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	353 千円

(注) 職員1人当たりの平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含みます。

(6) その他の手当 (令和7年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(令和6年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に対して支給されます。 ・配偶者 3,000円 ・子 11,500円 (16~22歳までの子がいる場合の加算1人につき5,000円) ・配偶者・子以外の扶養親族一人につき6,500円	同じ	—	2,115,677千円	260,391円
住居手当	借家又は借間に居住し、一定額(16,000円)を超える家賃等を支払っている職員に支給されます。 ・月額27,000円以下の家賃を負担 家賃月額-16,000円 ・月額27,000円を超える家賃を負担 (家賃月額-27,000円)×1/2+11,000円 [最高28,000円] ※単身赴任手当を受給している職員の留守家族で家賃を負担している者は、上記により算出した額の1/2の額 [最高14,000円]	同じ	—	1,457,680千円	294,719円
初任給調整手当	特殊な専門知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職又は採用による欠員の補充について特別の事情があると認められる職にある職員に支給されます。 ・職員の勤務地区や期間等の区分に応じた額を支給 [最高 416,600円]	異なる	〔国の制度〕 獣医師への支給なし	73,724千円	1,189,097円
通勤手当	通勤のために交通機関等(列車、バス等)を利用し運賃等を負担している職員又は交通用具(自動車等)を使用する職員に対して支給されます。 ・交通機関等利用者 1か月当たりの運賃等相当額150,000円まで全額支給 [最高150,000円] ・交通用具利用者 距離に応じて2,400円~45,000円を支給	同じ	—	1,919,020千円	120,693円
単身赴任手当	公署を異にする異動等に伴い転居し、やむを得ない事情により配偶者と別居し、単身で生活することを常況とし、距離制限(60km以上)を満たす職員に支給されます。 ・30,000円+加算額 ※加算額は距離に応じて8,000円~70,000円	異なる	〔国の制度〕 加算額は距離距離に応じて8,000円~70,000円 ※使用距離区が一部異なる	393,795千円	428,038円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給されます。 ・給料表別、職務の級、区分別に定額	異なる	※区分が一部異なる	1,150,762千円	650,148円

特地勤務手当	離島その他の生活の著しく不便な地に所在する公署に勤務する職員に支給されます。 ・(給料月額+扶養手当)×支給割合 ※支給割合は地域(級別区分)に応じ、 4/100~25/100 ※給料月額には調整額及び教職調整額を含む	同じ	—	656,117千円	550,434円
へき地手当	交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間地、離島に所在する学校等に勤務する職員に支給されます。 ・(給料月額+扶養手当)×支給割合 ※支給割合は地域(級別区分)に応じ、 4/100~25/100 ※給料月額には調整額及び教職調整額を含む			835,308千円	645,524円
定時制通信教育手当	高等学校で定時制又は通信制の課程を行う校長、教員及び実習助手に支給されます。 ・(給料月額+教職調整額)×3/100~5/100 ※管理職手当を受ける者は2/100~4/100			34,959千円	203,250円
産業教育手当	高等学校で農業、水産、工業又は商船に係る産業教育に従事する教員及び実習助手に支給されます。 ・(給料月額+教職調整額)×5/100 ※定時制通信教育手当を受ける者は3/100			76,644千円	215,899円
義務教育等教員特別手当	小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校に勤務する教育職員に支給されます。 ・月額8,000円の範囲で給料の級号給の区分に応じて支給			764,882千円	69,903円
農林漁業普及指導手当	農業、林業及び水産業の改良普及事業に従事する職員に支給されます。 ・給料月額の8/100			61,944千円	333,032円
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられた職員に支給されます。 ・勤務の態様及び勤務時間等に応じて、勤務1回につき4,400円~21,000円 (5時間未満50/100、半日勤務等150/100)	同じ	—	147,819千円	203,048円
管理職特別勤務手当	管理職手当を受給している職員が、臨時又は緊急の必要により、休日において4時間以上若しくは平日深夜に2時間以上勤務した場合に支給されます。 ・管理職手当の支給区分に応じて勤務1回につき4,000円から12,000円	同じ	—	7,628千円	847,556円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間)に勤務した職員に支給されます。 ・勤務1時間当たりの給与額×25/100×深夜勤務時間数	異なる	※勤務1時間当たりの給与額の算出方法が異なる	308,960千円	147,828円
休日勤務手当	休日において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられ、勤務した場合に支給されます。 ・勤務1時間当たりの給与額×135/100×休日勤務時間数	異なる	※勤務1時間当たりの給与額の算出方法が異なる	578,793千円	411,659円

2-5 特別職の報酬等の状況（令和7年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等
給 料	知 事	1,260,000円
	副 知 事	990,000円
報 酬	議 長	990,000円
	副 議 長	880,000円
	議 員	800,000円
期 末 手 当	知 事 副 知 事	〔令和6年度支給割合〕 3.45 月分
	議 長 副 議 長 議 員	〔令和6年度支給割合〕 3.45 月分
退 職 手 当	知 事 副 知 事	〔算定方法〕 〔1期の手当額〕 〔支給時期〕 支給しない (126万円×在職月数×0.52 3,145 万円 任期毎) 99万円×在職月数×0.366 1,739万円 任期毎

（注） 退職手当の「1期の手当額」は、給料月額及び支給割合に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額です。

なお、知事については、コロナ禍で県民の皆様にも多大な負担とご苦労をお掛けすることに鑑み、現任期に係る退職手当は支給しないこととしています。

2-6 公営企業職員の状況

(1) 交通事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用	純損益又は実 買収支	職員給与費	総費用に占める 職員給与費比率	(参考) 令和5年度の総 費用に占める職員 給与費比率
	A			B/A	
	千円	千円	千円	%	%
令和6年度	5,104,908	169,171	3,124,820	61.2	48.1

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり	(参考) 都道府県平均 1人当たり給与費(R5) 千円
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	給与費 B/A	
	人	千円	千円	千円	千円	千円	
令和6年度	444	1,317,978	388,047	499,306	2,205,331	4,967	6,872

- (注) 1 職員手当には、退職給与金は含まれていません。
 2 職員数は令和6年3月31日現在の人数です。
 3 職員数及び給与については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和7年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
交通事業	51.0 歳	255,190 円	401,763 円

(うちバス事業運転手)

区 分	公 務 員				県 内 民 間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	基本給	平均月収額 (A)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均月収額 (B)	
長崎県 交通事業	52.0 歳	331 人	241,532 円	357,693 円	営業用 バス運転者	56.7 歳	283,000 円	1.26

区 分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C)	県内民間 (D)	C/D
長崎県 交通事業	4,292,316 円	3,396,500 円	1.26

- (注) 1 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用したものです。
 (令和3～令和5年の3ヶ年平均)
 2 民間の類似職種との比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。
 3 平均月収額には、期末・勤勉手当（民間は年間賞与）を12で除した額を含みます。
 4 年収ベースの「公務員(C)」及び「県内民間(D)」のデータは、それぞれ平均月収額を12倍した試算値です。

③ 職員手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

長崎県交通事業		長 崎 県	
1人当たり平均支給額〔令和6年度〕 1,033 千円		1人当たり平均支給額〔令和6年度〕 1,712 千円	
〔令和6年度支給割合〕 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分	勤勉手当 1.75 月分 (0.8555) 月分	〔令和6年度支給割合〕 期末手当 2.50 月分 (1.40) 月分	勤勉手当 2.10 月分 (1.00) 月分
〔加算措置の状況〕 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 3～20% ・ 管理職加算 20%		〔加算措置の状況〕 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5～20% ・ 管理職加算 10～20%	

- (注) () 内は、暫定再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当（令和7年4月1日現在）

長崎県交通事業			長 崎 県		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)			定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)		
(退職時特別昇給 なし)			(退職時特別昇給 なし)		
1人当たり平均支給額	自己都合	勸奨・定年	1人当たり平均支給額		
	1,275 千円	8,946 千円		1,677 千円	18,360 千円

- (注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額です。
 2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含みます。

ウ 地域手当

支給していません。

エ 特殊勤務手当

著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務、その他著しく特殊な勤務で給与上特別の考慮を必要とするが、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員に対し、その勤務の特殊性に応じて支給されます。

支給実績(令和6年度決算)	32,959 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)	96 千円
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和6年度)	77.0 %
手当の種類(手当数)	5

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和6年度決算)	左記職員に対する 支給単価
事業手当	運転士・ガイド	運転士が定期高速バスを運行したとき	1,555 千円	1往復 700円~1,000円
		運転士が車両に関し、緊急にエンジンオイル抜き換え等の作業をしたとき	0 千円	1回につき 400円~3,400円
		ガイドが観光貸切・定期観光にて、案内・誘導・連絡・調整等に従事したとき	544 千円	1日あたり 200円~1,000円
		運転士が貸切バスを運行したとき運行距離に応じて支給	1,762 千円	
中休手当	運転士・ガイド	運転士・ガイドの実労働時間に算入しない待機拘束時間(中休時間)に対し、時間数に応じて支給	20,358 千円	1時間あたり 70円~80円 (休日 200円)
特別清掃手当	運転士・ガイド	運転士・ガイドが到着地等で車内清掃・消毒を行ったとき	1,294 千円	清掃:1回につき350円 消毒:1回につき150円
現金輸送手当	全職員	現金輸送車に乗務し、現金輸送に従事したとき	0 千円	1日あたり 50円~150円
年末年始手当	全職員	年末年始期間(12月29日~1月3日)に勤務を命じられた職員に拘束時間に応じた区分により支給	7,446 千円	1日あたり 3,000円~10,000円

オ 時間外勤務手当

支給実績(令和6年度決算)	216,114 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)	528 千円
支給実績(令和5年度決算)	113,996 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	415 千円

- (注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当が含まれています。
 2 職員1人当たりの平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含みます。

カ その他の手当 (令和7年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和6年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に対して支給されます。 ・配偶者 3,000円 ・子 11,500円 (16～22歳までの子がいる場合の加算 1人につき5,000円) ・配偶者・子以外の扶養親族一人につき 6,500円	同じ	—	50,528千円	224,819円
住居手当	借家又は借間に居住し、一定額(12,000円)を超える家賃等を支払っている職員に支給されます。 ・月額23,000円以下の家賃を負担 家賃月額－12,000円 ・月額23,000円を超える家賃を負担 (家賃月額－23,000円)×1/2+11,000円 〔最高27,000円〕	異なる	最高額および基準額が異なる。 (令和1年度と同様。)	34,502千円	282,417円
通勤手当	通勤のために交通機関等(列車、バス等)を利用し運賃等を負担している職員又は交通用具(自動車等)を使用する職員に対して支給されます。 ・交通機関等利用者 1か月当たりの運賃等相当額150,000円まで 全額支給 〔最高150,000円〕 ・交通用具利用者 距離に応じて1,000円～38,800円を支給	同じ 異なる	— 〔一般行政職の制度〕 距離に応じて 2,400円～ 45,000円	38,225千円	96,164円
単身赴任手当	公署を異にする異動等に伴い転居し、やむを得ない事情により配偶者と別居し、単身で生活することを常況とし、距離制限(60km以上)を満たす職員に支給されます。 ・30,000円+加算額 ※加算額は距離に応じて8,000円～70,000円	同じ	—	0千円	0円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給されます。 ・給料表別、職務の級、区分別に定額支給	異なる	※支給額が異なる	10,432千円	579,556円
管理職特別勤務手当	管理職手当を受給している職員が、休日において、臨時又は緊急の必要により4時間以上勤務した場合に支給されます。 ・管理職手当の支給区分に応じて勤務1回につき4,000円から12,000円	同じ	—	0千円	0円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間)に勤務した職員に支給されます。 ・勤務1時間当たりの給与額×25/100×深夜勤務時間数	異なる	※勤務1時間当たりの給与額の算出方法が異なる	8,770千円	34,905円
休日勤務手当	休日において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられ、勤務した場合に支給されます。 ・勤務1時間当たりの給与額×135/100×休日勤務時間数 ・午後10時から翌日の午前5時までは160/100を乗じる	異なる	※勤務1時間当たりの給与額の算出方法が異なる	88,154千円	292,546円

3 一般職員の勤務時間の状況

一般的な行政職員の勤務時間及び休憩、休憩時間は、次のとおりです。
(令和7年4月1日現在)

区分	1日の正規の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
知事部局等 教育委員会 警察本部	7時間45分	9:00	17:45	12:00～13:00
交通局	8時間	8:45	17:30	12:15～13:00

※1 教職員の勤務の開始時刻・終了時刻については、各学校ごとに定めています。

【フレックスタイム勤務制】

フレックスタイム制は、職員の多様で柔軟な働き方を推進し、ワーク・ライフ・バランスの実現を図ることを目的とした勤務制度です。本制度は、一部職員（※）を除く全職員を対象としております。

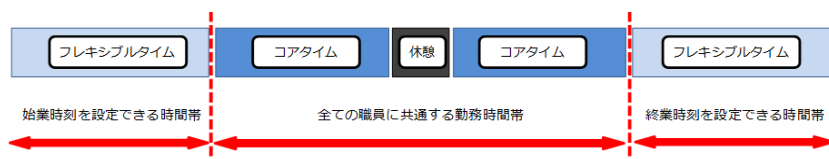
制度の運用にあたっては、所属ごとの業務状況や職場環境に配慮しつつ、職員一人ひとりが働きやすい環境づくりを進めてまいります。

(※対象外の職員：変則勤務職員、再任用短時間勤務職員、会計年度任用職員、育児短時間勤務中の職員)

(参考) フレックスタイム制の働き方

(令和7年4月1日現在)

	①全職員	②育児・介護を行う職員及び障害を持つ職員
単位期間	4週間(155時間00分)	1週間(38時間45分) 2週間(77時間30分) 3週間(116時間15分) 4週間(155時間00分) から選択可
コアタイム	午前10時～午後3時	
勤務時間の設定範囲	午前7時～午後10時	
最低勤務時間	4時間	
最長勤務時間	12時間	
休憩時間	午前12時～午後1時	
標準勤務時間	午前9時～午後5時45分	



4 その他の勤務条件

4-1 一般職員の年次有給休暇の使用状況(令和6年)

職員の年次有給休暇は、1年(暦年)につき20日あります。なお、年の途中で採用された職員は、採用された日の属する月に応じて2～18日の年次有給休暇が与えられます。

また、年次有給休暇のうち職員がその年に与えられなかった日数(残日数)があるときは、20日を超えない範囲内の残日数を翌年に繰り越すことができます。

区分	平均使用日数
知事部局	15.0日
交通局(事務、運転士、バスガイド、整備士)	12.2日
教育(事務、教職員)	16.8日
警察(事務、警察官)	16.0日

※集計期間は、令和6年1月1日～令和6年12月31日まで。

交通局・教育庁は、令和6年4月1日～令和7年3月31日まで。

4-2 その他の休暇の種類

職員は必要がある場合、以下の休暇を取得することができます。

種 類	項 目	休暇の概要	国の制度との比較
1	公傷休暇	公務による負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合（公務災害と認定され、勤務できない場合） 【期間】医師の診断書に基づき必要と認める期間	国と同じ
2	病気休暇	公務によらない負傷又は疾病（結核性疾患を除く。）のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 【限度日数】90日（脳血管疾患や精神疾患など特定疾患に指定されている疾患の場合180日）	国は期間制限なし（勤務しない期間が90日を超える場合は、以後の俸給が半減されます）
3	療養休暇	結核性疾患のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 【限度日数】1年を超えない範囲内において医師の診断書に基づき必要と認める期間	国は期間制限なし（勤務しない期間が1年を超える場合は、以後の俸給が半減されます）
4	健康管理休暇	生理日において勤務することが著しく困難な女子職員が休暇を請求した場合 【限度日数】2日を超えない範囲内において必要な期間	国は病気休暇で対応
5	選挙休暇	投票日に公務出張等のため、不在者投票をしない限り選挙権を行使する余地がない場合であれば、投票日以外にも必要な時間について認められる 【限度日数】必要と認める期間	国と同じ
6	証人休暇	裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合 【限度日数】必要と認める期間	国と同じ
7	ドナー休暇	骨髄移植のための登録、骨髄液の提供のため勤務することができない場合 【期間】必要と認める期間	国と同じ
8	ボランティア休暇	職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで社会に貢献する活動（専ら親族に対する支援となる活動を除く。）を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められる場合 【限度日数】1年において5日以内	国と同じ
9	結婚休暇	職員が結婚した場合 【限度日数】7日を超えない範囲内において必要な期間	国は連続する5日以内（週休日等を含む）
10	出生サポート休暇	職員が不妊治療又は不育症の治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合 【限度日数】1年において5日以内（当該通院等が体外受精及び顕微授精の場合にあっては、10日）	国と同じ
11	産前休暇及び産後休暇	産前：8週間（多胎妊娠の場合にあっては14週間）以内に 出産する予定の女子職員が休暇を請求した場合 【限度日数】請求日から出産の日まで 産後：出産した女子職員に対して与える 【限度日数】出産日の翌日から8週間	産前：国は6週間（多胎妊娠の場合は14週間）以内 産後：国と同じ
12	育児休暇	生後2年に達しない子を育てる職員が育児の時間を請求した場合 【限度及び単位】1日2回 各60分間	国は生後1年に達しない子を対象とし、1日2回各30分以内

種 類	項 目	休暇の概要	国の制度との比較
13	出産補助休暇	配偶者の出産に伴い、子又は配偶者の世話、介護等のため勤務することができない場合 【限度日数】配偶者が出産するため病院に入院する日から、当該出産の日後3週間を経過する日までの期間内において3日の範囲内で必要と認める期間 ※県警は、配偶者の出産予定日の8週間前から、当該出産の日後3週間を経過する日までの期間内において3日の範囲内で必要と認める期間	国は2日以内
14	忌引休暇	職員の配偶者又は親族(父母、祖父母、配偶者の父母、配偶者の祖父母等)が死亡した場合 【限度日数】配偶者:10日、父母:7日、祖父母:3日、配偶者の父母:3日、配偶者の祖父母:1日等	国は配偶者:7日
15	祭日休暇	父母、配偶者及び子の初七日、四十九日等に法要を営む等特別の行事のために勤務することができない場合 【限度日数】1日の範囲内で、そのつど必要と認める時間	国は父母のみ対象
16	夏季休暇	夏季期間(6月から9月まで)において盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のために請求した場合(業務の都合により取得できなかった場合は10月まで延長可) 【限度日数】5日間	国は連続する3日以内
17	住居滅失休暇	地震、水害、火災、その他の災害により現住居が滅失し、又は損壊した場合 【限度日数】1週間を超えない範囲内でそのつど必要と認める期間	国と同じ
18	感染症交通しや断休暇	感染症予防法又は狂犬病予防法による交通の制限又はしや断が行われた場合 【限度日数】公的行政機関の強制措置によって、交通しや断又は制限の措置がとられている全期間	国は制度なし
19	災害交通しや断休暇	地震、水害、火災その他の災害により交通がしや断された場合 【限度日数】①現に交通が遮断されていた時間と復旧後の出勤に要する時間を加えた時間 ②迂回路等による代替交通機関での所要時間 ③徒歩通勤による所要時間	国と同じ
20	事故休暇	交通機関の事故その他やむを得ない事由に基づく事故が発生した場合 【限度日数】事故のために勤務し得ない期間	国と同じ
21	公益団体休暇	国、地方公共団体の機関又は公益を目的とする団体等の依頼により、旅行又は会議のため勤務することができない場合 【限度日数】団体からの依頼期間又は会議期間の範囲内で必要と認める期間	国は制度なし
22	つわり休暇	妊娠中の女子職員がつわりのため勤務することができない場合 【限度日数】7日を超えない範囲内で必要と認める期間	国は制度なし
23	妊産婦健診休暇	女子職員が母子保健法第10条に規定する保健指導又は同法第13条に規定する健康診査を受けるため勤務することができない場合 【限度日数】妊娠満23週まで:4週間に1回、妊娠満24週から満35週まで:2週間に1回、妊娠満36週から分娩まで:1週間に1回、産後1年まで:1回、以上の割合で1日の勤務時間の範囲内で必要と認める時間	国と同じ
24	妊婦休息休暇	妊娠中の女子職員の業務が母体又は胎児の健康保持に影響がある場合 【限度日数】勤務時間の途中に適宜休息し、又は補食するために必要と認められる期間	国と同じ

種 類	項 目	休暇の概要	国の制度との比較
25	妊婦通勤緩和休暇	妊娠中の女子職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響がある場合 【限度日数】勤務時間の始め又は終わりの休暇の合計が1日1時間を超えない範囲内	国と同じ
26	リフレッシュ休暇	職員が当該年度内に35歳、45歳、55歳に達する時、心身のリフレッシュを図る場合 【限度日数】当該年度内で、週休日、休日及び代休日を除く連続する5日以上の勤務日の期間内において、年次休暇2日以上の取得に引き続く3日の範囲内 ※県警は、当該年度内で、週休日、休日及び代休日を除く連続する4日以上の勤務日の期間内において、年次休暇1日以上取得に引き続く3日の範囲内	国は制度なし
27	介護休暇	負傷、疾病又は老齢により、2週間以上の期間にわたり日常生活を営む支障がある者（配偶者、父母、子など）の介護をするため勤務することができない場合 【限度日数】通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（分割は3回まで）	国と同じ
28	子ども看護休暇	義務教育終了前（障害者手帳等を所持又は特別支援学校（高等部）に在籍の場合は18歳まで）の子を養育する職員が、その子の看護又は感染症の拡大防止のための学校の臨時休業等により自宅待機するその子の世話又は当該子が在籍する学校等が実施する行事への参加のため勤務しないことが相当であると認められる場合 【限度日数】子一人の場合5日以内、子二人以上の場合10日以内	国は小学校就学前の子までが対象 限度日数 子一人 5日以内 子二人以上 10日以内
29	男性職員の育児参加のための休暇	配偶者の産前8週間から出産の日以後1年を経過する日までの間で、出産に係る子又は上の子（小学校就学前）の養育のため勤務しないことが相当であると認められる場合 【限度日数】5日以内	国は産前6週間、産後8週間の期間
30	短期介護休暇	負傷、疾病又は老齢により、2週間以上の期間にわたり日常生活を営む支障があるもの（配偶者、父母、子など）の介護その他の世話を行うため勤務することができない場合 【限度日数】5日以内、要介護者を2人以上介護する場合10日以内	国と同じ

※1 交通局は、5～7、17～18、20、26、29番の休暇制度はありません。また、2、9、12、13、15、16は取得限度日数が異なります。

※2 警察では、26番の休暇名が「チャージ休暇」となっています。

5 休業の状況

職員の休業制度については、育児休業及び自己啓発休業を設けており、それぞれの取得状況については、次のとおりです。

5-1 育児休業

育児休業又は部分休業は、子を養育する職員の継続的な勤務を促進し、もって職員の福祉を増進するとともに、地方公共団体の行政の円滑な運営に資するための休業制度です。

部局	性別	取得者数	
		育児休業	部分休業
知 事	男性	64	1
	女性	38	12
教 育	男性	53	2
	女性	279	13
警 察	男性	158	
	女性	33	10
計	男性	275	3
	女性	350	35

5-2 自己啓発休業

自己啓発休業は、職員の自発的な大学等における修学又は国際貢献活動を可能とするための休業制度です。

部局	取得者数	大学等課程 の履修	国際貢献 活動
知 事	1	1	
教 育	1	1	
警 察			
計	2	2	

5-3 配偶者同行休業

配偶者同行休業は、公務で活躍することが期待される有為な地方公務員の継続的な勤務を促進することを目的として、職員が、外国で勤務等をする配偶者と生活を共にすることを可能とするための休業制度です。

部局	取得者数	配偶者同行休業の対象となる			
		外国での 勤務	事業経営そ の他個人が 業として行 う活動	外国の大学 における 修学	その他
知 事					
教 育	2	2			
警 察					
計	2	2			

6 分限及び懲戒の状況

6-1 分限処分（地方公務員法第28条）

分限処分とは、職員の身分保障を前提としつつ、**一定の事由**がある場合に、本人の意に反して、その身分に不利益な変動をもたらす処分で、免職、休職、降任及び降給の4種類があります。

「一定の事由」とは、次のような場合です。

「免職又は降任」・・・	①勤務実績が良くない場合
	②心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
	③その職に必要な適格性を欠く場合
「休職」・・・	④職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合
	①心身の故障のため、長期の休養を要する場合
「降給」・・・	②刑事事件に関し起訴された場合
	③条例で定める事由に該当する場合
	④条例で定める事由に該当する場合

令和6年度における分限処分の状況は次のとおりです。

(単位:人)

処分の種類 処分事由	降任	免職	休職	降給	合計
勤務実績が良くない場合					
心身の故障の場合			249		249
職に必要な適格性を欠く場合	1				1
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合					
刑事事件に関し起訴された場合			1		1
条例で定める事由による場合					
合計	1		250		251

※1 同一の者が複数回にわたって処分に付された場合は、その数を重複して計上しています。

※2 休職処分を受けている者の休職期間が延長された場合は、その都度新たな処分が行われたものとみなして計上しています。

6-2 懲戒処分（地方公務員法第29条）

懲戒処分とは、職員の**一定の服務義務違反**に対して、公務員関係における秩序を維持するために任命権者が、職員の道義的責任を追及して科す処分です。

「一定の服務義務違反」とは、次のような場合です。

- ①地方公務員法などの法律や地方公共団体の条例などの規程に違反した場合
- ②職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合
- ③全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合

令和6年度における懲戒処分の状況は次のとおりです。

(単位:人)

処分の種類 処分事由	戒告	減給	停職	免職	合計
法令に違反した場合	5	4	4	9	22
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	7	5		1	13
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	3	1	3	7	14
合 計	15	10	7	17	49

※ 同一の者が複数回にわたって処分に付された場合は、その数を重複して計上しています。

6-3 行為別懲戒処分者数

「6-2 懲戒処分」の具体的な事由は、次のとおりです。

(単位:人)

処分の種類 処分の具体的事由	戒告	減給	停職	免職	合計
給与等に関する不正					
一般服務義務違反関係 (職務命令違反、事務処理ミス等)	3	3	1		7
一般非行関係 (金銭・異性関係の非行等)	2	1	2	4	9
収賄等関係 (収賄、横領等)				2	2
道路交通法違反 (無免許運転(失効)、飲酒運転等)	1	1	2	3	7
監督責任	5	4			9
合 計	11	9	5	9	34

7 サービスの状況

地方公務員法では、職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行にあたっては、全力を挙げてこれに専念しなければならないというサービスの根本基準が示されています。

また、職員には、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、さらには、政治的行為の制限、営利企業等の従事制限等に関する規定の遵守が求められています。

さらに、職務の遂行にあたって職員以外の者から依頼等を受けた場合の対応を定めることにより、公正かつ公平な職務の遂行を図るとともに、県民の県政への信頼を確保するため、「職員以外の者に対する職員の対応要綱」を制定しています。

このような中、令和6年度においては、次に掲げる通達等により、職員のサービス規律の確保に努めました。

(知事部局)

日付	内容
令和6年4月23日	職員のサービス規律の確保等について
令和6年12月13日	年末年始における職員のサービス規律の確保等について(依命通達)
令和6年12月25日	綱紀の保持について(依命通達)
令和7年3月11日	綱紀の保持について(依命通達)
令和7年3月21日	人事異動時における職員のサービス規律の確保等について(依命通達)

(交通局)

日付	内容
令和6年12月26日	年末年始における職員のサービス規律の確保等について

(教育)

日付	内容
令和6年5月14日	教職員の綱紀の保持について(通達)
令和6年8月20日	教職員の綱紀の保持について(通達)
令和6年9月10日	教職員の綱紀の保持について(通達)
令和6年10月4日	職員の綱紀の保持について(通達)
令和6年11月15日	職員の綱紀の保持について(通達)
令和6年12月23日	年末年始における職員のサービス規律の確保等について(通達)
令和7年2月13日	教職員の綱紀の保持について(通達)
令和7年3月25日	教職員の綱紀の保持について(通達)

(警察)

日付	内容
令和6年8月30日	非違事案防止対策の強化について(依命通達)
令和6年10月10日	第50回衆議院議員選挙における警察職員のサービス規律の保持について(通達)
令和6年12月2日	年末年始における規律の保持と各種事故防止の徹底について(通達)
令和7年3月21日	「県民の期待と信頼に応える力強い警察」の確立に向けた非違事案防止対策の推進について(依命通達)

8 再就職の状況

「職員の退職管理に関する条例」（平成28年4月1日施行）第3条の規定により、対象となる元職員は「再就職の届出」が義務付けられました。

◎令和7年4月1日現在の再就職状況は次のとおりです。

職種	再就職の届出者数(人)	
	令和5年度退職者	令和6年度退職者
一般行政部門	18	12
バス事業	0	0
教 育	7	9
警 察	7	7
合 計	32	28

※届出の対象となる職員は、「職員の退職管理に関する条例」第3条に規定する管理又は監督の地位にある職員の職として、人事委員会規則で定めるものに就いている職員であった者です。

（たとえば、この「人事委員会規則で定めるもの」とは、一般行政部門の場合は、おおむね課長級以上の職員が対象となります。）

9 研修の状況

9-1 研修の種類及び実施状況

令和6年度に実施した研修については、次のとおりです。

(行政職員)

研修の種類	概要	対象者	回数	受講者数
新規採用職員前期研修	本県職員としての心構えや不可欠な基礎的事項を身につける	新規採用職員	1	178
新規採用職員後期研修	本県職員としての心構えや不可欠な基礎的事項を身につける	新規採用職員	2	167
2年目職員研修	入庁1年6か月後に実施する企画発表を見据え、説得力のある事業又は業務改善の提案手法を学ぶ	入庁2年目	3	161
3年目職員研修	若いうちから、政策形成の仕組みなど基礎的な知識を身につけ、現状分析・改善など、自発的に考え行動できるよう意識改革を図る	入庁3年目	2	125
若手職員研修	(人事評価結果を踏まえた研修の研修科目から1科目を選択して受講する)	入庁4～6年目	—	—
キャリアサポートセミナー	結婚、出産などの女性ならではのイベントや女性の管理職登用を踏まえ、仕事と家庭の両立、生き生き働くために自らのキャリアの発展が仕事にどう活かせるのか、今後のキャリアを意識させる	入庁1～6年目の女性職員	1	35
7年目職員研修	入庁後の7年間をふりかえり、上司や後輩から期待されていることや今後の長崎県職員としての成長を考えることにより、今後のキャリアデザインを作成する	入庁7年目	1	74
9年目職員研修	政策の立案から評価までの流れを実践演習しながら、施策・新規事業構築の考え方や手法を習得する	入庁9年目	2	87
再任用職員研修	再任用職員に期待される役割を認識し、新たな心構えで職務に臨むようにする	新規再任用	1	75
新任主任等研修	主任としての役割を理解し、主体的に挑戦し成果を追求する意識やマネジメント意識の浸透を図る	新任主任等	2	97
新任係長等研修	係長として班長又はチームリーダーとして必要なマネジメントスキルを身につけるとともに、メンタルヘルスにかかるラインケアについて理解する	新任係長等	2	137
ステップアップ研修	昇任への不安の緩和、職務への意欲向上を図る	係長・課長補佐の女性職員	1	19
新任課長補佐等研修	本庁課長を総括して補佐する総括課長補佐に登用される前に、総括課長補佐に必要なマネジメントスキルやメンタルヘルス(ラインケア)のスキルを身につける	新任課長補佐等	3	139
新任課長等研修	本庁課長、振興局部長、地方機関長等として必要なマネジメントスキル及びメンタルヘルスにかかるラインケアのスキルを身につける	新任課長等	2	65
政策形成3研修	問題解決の手法等政策設計者として必要不可欠な知識を深め、政策立案スキルを身につけるとともに、政策実現に向けた交渉力の育成を図る。	班長級職員等	2	26

(行政職員続き)

研修の種類		概要	対象者	回数	受講者数
人事 評価 結果 を 踏 ま え た 研 修 (希 望 研 修)	OJT研修	職場全体で新規採用職員や後輩を指導・育成するための効果的で実践的な手法を学び、OJTの実践やトレーナー制度におけるトレーナー等の役割を果たすことができるようにする	希望する職員	1	23
	コーチング研修	組織目標を明確にし、個人目標の関係強化を図り、各組織のチーム力向上のための、チームコーチングのスキルを習得する	希望する職員	1	15
	現状分析力向上研修	情報感知・収集や現状分析に関する手法を学び、現状分析力を向上させる確かな問題設定ができるようにする	希望する職員	1	31
	業務改善研修	改善の意識を持って日常の業務に当たり、課題を抽出し、改善する手法を学び、実際に業務を改善できるようにする	希望する職員	1	20
	ミス防止研修	ミス発生の原因を分析し、ミスを引き起こすメカニズムと基本的な対策を理論的に理解し、ミスに伴い生じるアフターケアにかかる無駄な時間を減らすための仕組み化に繋がる方法を身につける	希望する職員	1	32
	モチベーションマネジメント研修	若手職員のモチベーションを高め、共に相互成長するために、管理職として必要となる意識や行動を身につける	希望する職員	1	29
	デザイン思考研修	目標を達成するため、仮説(どういった関係者とどういった調整が必要かなど)を立てながら何が必要かを見極め行動できるよう、デザイン思考の概要や必要なプロセス、フレームワーク等を身につける	希望する職員	1	34
	チームワーク研修	チーム活性化に繋がる相互理解・相互支援の手法を学び、チームに貢献するための連携の意識を高める	希望する職員	1	35
	ナレッジマネジメント研修	暗黙知と形式知の違いと職員個人が持っている知識、ノウハウ、経験を組織内で共有する必要性とその手法を理解し、職員の業務遂行能力の向上や、円滑な組織運営につなげる具体的な手法等を身につける。	希望する職員	1	25
	コミュニケーション基礎研修	コミュニケーションのポイントを理解し、メッセージのやりとりや意思伝達を円滑化する技術を身につける。	希望する職員	1	29
	政策立案入門研修(県・市町・企業・NPO合同)	政策を実現するために必要なプロセスや政策形成の基本的な能力を身につける。 また、多様な主体とビジョンを共有しながら政策を実現するネットワーク形成の重要性も理解する。	希望する職員	2	48
	ワークライフバランスセミナー(県・市町・企業・NPO合同)	男性と女性が共に生活設計や働き方を見つめなおし、働くモチベーションを高める	希望する職員	1	64
	ポジティブ・アプローチ研修(県・市町・企業・NPO合同)	職場でのコミュニケーションの場において活用できる、未来志向の対話による「ポジティブ・アプローチ」の手法を身につける	希望する職員	1	45
	プレゼンテーション研修(県・市町・企業・NPO合同)	プレゼンテーションの方法(発表の仕方)を学び、分かりやすい発表ができるようにする	希望する職員	1	37
	タイムマネジメント研修(県・市町・企業・NPO合同)	仕事の段取り・改善、時間管理等の心構えや手法を学び、限られた資源の中で、仕事を効率的にできるようにする	希望する職員	1	49
メンタルヘルスマネジメント研修(県・市町・企業・NPO合同)	実践的なメンタルヘルスマネジメントとして自身のセルフケア、また職場におけるメンタルヘルス対策のポイントや上司・同僚としての関わり方、ラインケアの基礎を身につける	希望する職員	1	41	
ファシリテーション研修(県・市町・企業・NPO合同)	ファシリテーションの手法を学び、県民・関係部署等との合意形成が円滑にできるようにする。	希望する職員	1	40	

※若手職員研修については、希望制研修からの選択制のため、回数及び受講者数は-で表記。

(交通局)

研修の種類	概要	対象者	回数	受講者数
運行管理者局内研修	運行管理・労務管理についての研修	運行管理者	3	29
事故惹起者研修	事故の原因究明と分析及び再発防止策の構築を図る	事故惹起者	5	33
新任嘱託運転士研修	バス運転士としての基本的運転技能及び接客マナーの習得	新任嘱託運転士	10	38
新任運行管理者研修	運行管理者の心構えについて習得する	運行管理者	3	4
新任高速バス乗務員研修	高速運行に対応した基本的運転技能及び接客マナーの習得を図る	新任高速バス運転士	1	2
フォローアップ研修	新規採用運転士の運転態度・技術及び習得内容の復習を行い、事故の未然防止及び接客接遇の向上を図る	採用3ヶ月以内の乗務員	3	27

(教職員)

研修の種類	概要	対象者	回数	受講者数
経年研修	教職経験に応じ、教育の専門職としての資質能力向上のために、原則として該当者を対象として実施する研修	初任者、2～5年目、10年経験者、15年経験者等	42	2,505
職務研修	職務に応じ、職務遂行上必要な資質能力向上のために、原則として該当者を対象として実施する研修	管理職、各担任・担当者、各主任、リーダー研対象者等	27	954
課題研修	教科・領域や教育課題対応についての資質能力向上のために、原則として希望者を対象として実施する研修	希望する者	28	700

(警察官)

研修の種類	概要	対象者	回数	受講者数
採用時教養	新規採用職員に対する警察実務、職場倫理教養	新規採用者	1	97
昇任時教養(県)	昇任者に対する幹部教養	警部補 巡查部長	1	19
専科教養	各部門における現任職員に対する警察実務教養	希望する職員及び指名された職員	1	329
飛翔塾	精強な第一線警察を構築するため若手を対象として実戦的総合訓練を中心に行う教養(年3回実施)	拝命3年目の警察官 (地域警察官)	1	92

9-2 派遣研修の種類及び実施状況

令和6年度に実施した派遣研修については、次のとおりです。

(行政職員)

研修の種類	目的・概要	派遣人数
国や民間企業等への派遣研修	<p>国における行政手法や民間企業における経営感覚等を習得させ、従来の思考や慣行にとらわれず、柔軟な発想を養わせる。</p> <p>【派遣先】 内閣府、内閣官房、文化庁、経済産業省、農林水産省、国土交通省、(公財)ながさき地域政策研究所、(一財)自治体国際化協会、(一財)地域活性化センター、全日本空輸(株)、三菱地所(株)、(一社)観光連盟、オリエンタルエアブリッジ(株)、(株)エヌ、三菱重工業(株)長崎造船所、トヨタ自動車(株)、(一財)地域創造、長崎県国民健康保健団体連合会、(一社)離島振興地方創生協会、(公財)長崎県産業振興財団</p>	27
自治大学校派遣	自治大学校において、政策形成能力や行政管理能力を養成することにより、地方自治を担う人材の育成を図る。	4

(教職員)

研修の種類	目的・概要	派遣人数
大学院派遣	<p>理論と実践との統一を目指した研修を通じて、学校教育の様々な分野における教育研究の中核となる人材の育成を図る。</p> <p>【派遣先】 長崎大学大学院、兵庫教育大学大学院</p>	11
教員社会体験研修	<p>教員を民間企業や福祉施設等に派遣し、一定期間研修させることにより、社会性の高揚や視野の拡大を図り、学校教育の充実に資する。</p> <p>【派遣先】 こども・女性・障害者支援センター等</p>	5
中央研修講座	独立行政法人教員研修センターにて、各地域の中核として教育に取り組む校長、教頭等の管理職及び中堅職員、次世代リーダー職員を育成することを目的とした研修(5日間)	29

10 人事評価の状況

(行政職員)

評価に対する職員の信頼性と納得性を高め、職員の能力や業績などが、より適正に評価され、意欲を持って職務に励むことができる制度を目指し、目標管理制度などを柱とした人事評価制度について、課長級以上の職員を対象に、平成17年度から本格実施し、業績評価結果は、平成18年6月期の勤勉手当から反映し、平成20年4月には勤務評定勤務評定の評価結果を昇給に反映させています。

また、平成23年度からは、総括課長補佐を対象に目標管理制度を、平成24年度からは、本庁参事や班長等を対象に目標チャレンジ制度を導入しました。

そのような中、平成26年5月に地方公務員法が改正され、人事評価を全ての職員に実施し、評価結果を任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として活用することとされました。

このため、人材育成並びに適正な評価と結果の活用により職員の士気を高めることを目的に、平成27年度より人事評価制度の対象を課長補佐級以下の職員に拡大して試行を実施し、課題等を検証のうえ、平成28年度から本格導入しています。

平成29年度には、課長補佐級以下の給与への反映について、段階的に導入しており、令和5年度の評価結果（令和6年度の給与）から本格導入しています。

(教職員)

教職員の職務を遂行した実績並びにその職務の遂行上見られた能力及び意欲・姿勢について適正に評価を行い、人事管理の公正な基礎資料とするとともに、教職員の資質能力等の向上を図り、学校組織を活性化させることによって、学校教育の充実に資することを目的とした人事評価制度を平成18年度から実施しています。

また、平成28年の地方公務員法改正に伴い、令和4年度から新たな人事評価制度を実施し、その評価結果を人事管理の基礎として活用しています。

なお、令和7年度からは、すべての評価結果を給与へ反映しています。

(警察官)

職員個々の能力や業績等を的確に把握して適材適所の人事配置やメリハリのある給与処遇を実現し、組織全体の士気高揚及び公務能率の一層の推進を図るため人事評価制度を平成28年10月から実施しています。

11 福祉の状況

11-1 公舎・独身寮の設置状況

県が、その事務及び事業の円滑な運営に資する目的をもって、県の職員及び主としてその収入により生計を維持する者を居住させるため設置している建物の状況は、次のとおりです。

(令和7年4月1日現在)

区分	項目 戸数 (独身寮は室数)	設置地区区分	
		本土地区	離島地区
世帯用住宅	2,339	1,765	574
単身赴任者用住宅	507	249	258
小世帯用住宅	18	18	0
独身用住宅	24	24	0
独身寮	542	394	148
計	3,430	2,450	980

※「離島地区」は、離島振興法適用地区に設置している住宅
「本土地区」には、県外の住宅を含む

※住居区分の概要

「世帯用住宅」 以下に掲げる住宅以外の世帯向け住宅（2DK～3DK）
「単身赴任者用住宅」 単身者及び単身赴任者向け住宅（1K～2K）
「小世帯用住宅」 女性単身者（独身者及び単身赴任者）対象の小世帯向け住宅（1K）
「独身用住宅」 入居年度の4月1日現在で29歳以下の独身男性向け集合住宅（1K）
「独身寮」 賄い付き共同住宅（1R）

11-2 健康管理

職員の安全と健康を確保すると共に、快適な職場環境の形成を促進するために、定期健康診断など、次のような取組を行っています。

(行政職員)

(令和6年度実績)

項目	主な内容	実施時期	受診者数 (相談者数)
定期健康診断	胸部X線撮影、尿検査、 血液生化学検査、 心電図検査 等	5月から3月	3,043人
生活習慣病健康診断	胃がん検診	6月から3月	899人
	肺がん検診	5月から3月	913人
	大腸がん検診	6月から3月	818人
	婦人がん検診	7月から3月	614人
	人間ドック	8月から3月	950人
健康相談	一般相談	年間	延べ1,471人
	メンタル相談	年間	延べ1,323人

(教職員 [市町立学校を除く])

項目	主な内容	実施時期	受診者数 (相談者数)
定期健康診断	胸部X線撮影、尿検査、 血液生化学検査、 心電図検査 等	4月から3月	4,132人
生活習慣病健康診断	肺がん検診	4月から3月	237人
	大腸がん検診	4月から3月	1,565人
	女性検診	4月から3月	1,276人
	人間ドック	4月から3月	939人
健康相談	メンタル相談	年間	延べ109人

※ メンタル相談については、市町立学校を含む延べ相談者数

(警察職員)

項目	主な内容	実施時期	受診者数 (相談者数)
定期健康診断	胸部X線撮影、尿検査、 血液生化学検査、 心電図検査 等	4月から3月	3,646人
生活習慣病健康診断	胃がん検診	4月から3月	1,969人
	大腸がん検診	4月から3月	2,452人
	子宮がん検診	4月から3月	444人
	乳がん検診	4月から3月	410人
健康相談	メンタル相談	年間	延べ15人

11-3 県職員互助会等の状況

(1) 「地方公務員法第42条」及び「職員の互助共済制度に関する条例」に基づき設置された一般財団法人です。

(2) 会員の掛金により運営し、次のような事業を行っています。

【主な給付事業】

《県職員互助会》

特別弔慰金、出産費、家族弔慰金、災害見舞金、結婚・入学祝金、遺児育英資金、人間ドック助成給付金、障害見舞金、リフレッシュ用品、職員文化展等助成、退職者記念品等助成、カフェテリア（会員選択型福利厚生事業）、療養費・家族療養費補助金、凍結退会給付金、球技大会等助成、介護休暇給付金、妊婦検診助成給付金、単身赴任者支度金、退職者支援給付、独身寮入居料助成、地域貢献活動助成

《県教職員互助組合》

出産費、弔慰金、災害見舞金、結婚祝金、遺児給付金、リフレッシュ活動費
入院見舞金、休職（無給）見舞金、療養費・家族療養費、介護休暇給付金
退職特別給付金、退職慰労金
カフェテリアプラン助成事業、ランチセミナー

《県警察職員互助会》

死亡弔慰金、被扶養者等死亡弔慰金、供養料、育英資金、殉職者遺族奨学金、
傷病見舞金、公務傷病休業見舞金、結婚祝金、託児施設等利用助成金、
介護用品購入・リース及び介護施設利用助成金、
「お見合いシステム」会員登録助成金、禁煙外来診療費助成金

12 利益の保護の状況

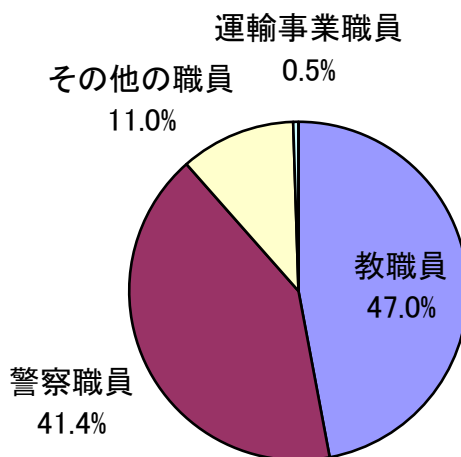
公務災害の認定状況

令和6年度の公務災害・通勤災害の認定状況は、次のとおりです。

(単位:件)

処理等の区分 職員の区分	令和5年度末 未処理件数	令和6年度中 の受理件数	令和6年度中の認定件数		令和6年度中 の認定件数計
			公務上又は 通勤災害該当	公務外又は 通勤災害非 該当	
教職員		95	93		93
警察職員		84	81	1	82
電気・ガス・水道 事業職員					0
運輸事業職員		1	1		1
船員					0
その他の職員		22	22		22
合計	0	202	197	1	198

※「その他の職員」には、教職員や警察職員など上記の区分以外の一般職員を表します。



13 課長級昇任選考

13-1 課長級昇任選考の実施状況

知事部局及び教育委員会では、課長級への昇任にあたって、能力・実績を重視した人材の登用を図っていくため、意欲ある職員に選考の機会を与えることにより、より公正・公平な視点での人事管理を行っていくこととしています。

(知事部局)

区分	面談対象者数	面談修了者数	修了者割合
事務職	40 人	38 人	95.0%
技術職	43 人	34 人	79.1%
計	83 人	72 人	86.7%

(教育)

区分	面談対象者数	面談修了者数	修了者割合
事務職	49 人	49 人	100.0%
技術職	0 人	0 人	
計	49 人	49 人	100.0%

13-2 校長、副校長、教頭、試験の実施状況

校長、副校長、教頭は、管理職選考試験により登用しています。

管理職選考試験は、意欲ある職員に選考の機会を与え、公正公平な人事管理を行うとともに、勤務実績やリーダーシップ等に優れた人材を任用するために行っています。

(小・中学校)

区分	受験者数	合格者数	合格率
校長・副校長	264 人	86 人	32.6%
教頭	122 人	79 人	64.8%

(県立学校)

区分	受験者数	合格者数	合格率
校長・副校長	39 人	14 人	35.9%
教頭	46 人	17 人	37.0%

14 通報制度の運用状況

(1) 長崎県法令違反等通報制度の運用状況

平成19年9月10日から、不適切な物品調達問題の再発防止策の一つとして、平成18年4月施行の「長崎県内部通報制度」を見直し、「長崎県法令違反等通報制度」を施行しました。

この制度の施行により、県職員の法令違反行為等があった場合、内部の職員等からの通報だけでなく、県民からの通報も対象とし、また、弁護士による外部窓口も開設しています。

通報件数	受理件数 (A+B+C)			調査継続中のもの (C)	受理検討中	取下	不受理件数
	法令違反等に当たらないもの (A)	法令違反等に当たるもの (B)					
9	4	0	0	4	4	1	0

(2) 長崎県教育委員会法令違反等通報制度の運用状況

長崎県教育委員会においても知事部局と同様に、平成20年9月1日から「長崎県教育委員会法令違反等通報制度」を新たに施行しました。この制度により県教育委員会職員及び公立学校教職員の法令違反行為等があった場合、内部の職員等からの通報だけでなく、県民からの通報も対象となりました。また、弁護士による外部窓口も開設しています。

通報件数	受理件数 (A+B+C)			調査継続中のもの (C)	受理検討中	取下	不受理件数
	法令違反等に当たらないもの (A)	法令違反等に当たるもの (B)					
4	0	0	0	0	0	0	4

人事委員会の業務の状況

Ⅰ 職員の競争試験及び選考の状況

Ⅰ－Ⅰ 競争試験

令和6年度採用試験実施結果

区分	職種	申込者数	受験者数	受験率	採用 予定数 (※)	Ⅰ次 合格者数	最終 合格者数	競争倍率	採用数		
大卒	行政 A	182	140	76.9	42	107	71	2.0	46		
	交通局事務 A	2	2	100.0	2	1	1	2.0	0		
	教育事務 A	42	42	100.0	25	26	22	1.9	15		
	警察事務 A	9	8	88.9	4	5	4	2.0	4		
	水産 A	13	10	76.9	11	8	5	2.0	4		
	農業 A	7	7	100.0	10	4	2	3.5	2		
	畜産 A	2	1	50.0	7	1	1	1.0	1		
	林業 A	2	2	100.0	7	2	2	1.0	2		
	農業土木 A	0	-	-	4	-	-	-	-		
	土木 A	12	9	75.0	13	7	5	1.8	3		
	建築 A	2	2	100.0	3	2	1	2.0	1		
	環境科学 A	9	8	88.9	4	7	4	2.0	4		
	栄養士 A	10	9	90.0	2	7	3	3.0	3		
	社会福祉 A	21	16	76.2	13	13	5	3.2	4		
	A試験計		313	256	81.8	147	190	126	2.0	89	
	行政 B	341	305	89.4	50	147	78	3.9	42		
	教育事務 B	45	39	86.7	10	28	13	3.0	10		
	農業 B	24	22	91.7	9	18	10	2.2	3		
	農業土木 B	4	4	100.0	2	4	2	2.0	0		
	土木 B	15	13	86.7	11	12	8	1.6	5		
	建築 B	9	8	88.9	2	8	4	2.0	2		
	B試験計		438	391	89.3	84	217	115	3.4	62	
	水産 C	8	5	62.5	5	5	1	5.0	1		
	農業 C	14	10	71.4	15	9	5	2.0	4		
	畜産 C	3	2	66.7	6	1	0	-	-		
	林業 C	2	2	100.0	5	1	0	-	-		
	農業土木 C	1	0	0.0	4	-	-	-	-		
	土木 C	2	2	100.0	14	1	1	2.0	1		
	建築 C	3	3	100.0	3	3	1	3.0	1		
	社会福祉 C	12	12	100.0	7	4	1	12.0	1		
	C試験計		45	36	80.0	59	24	9	4.0	8	
	区分計		796	683	85.8	231	431	250	2.7	159	
	短大卒	保育士	3	2	66.7	2	1	0	-	-	
区分計		3	2	66.7	2	1	0	-	-		
高卒	一般事務	81	52	64.2	5	14	6	8.7	5		
	交通局事務	7	4	57.1	1	4	2	2.0	0		
	教育事務	31	28	90.3	5	16	10	2.8	5		
	警察事務	52	40	76.9	5	20	14	2.9	5		
	林業	6	6	100.0	4	5	5	1.2	5		
	農業土木	9	8	88.9	6	4	4	2.0	4		
	土木	19	14	73.7	11	10	3	4.7	2		
	建築	2	0	0.0	2	-	-	-	-		
区分計		207	152	73.4	39	73	44	3.5	26		
警察官	I類A	男性	【一般】	99 (12)	68 (9)	68.7	29	51	28	2.4	24
			【サイバー】	3 (3)	2 (2)	66.7	2	2	1	2.0	1
			【武道】	9 (9)	7 (7)	77.8	2	6	5	1.4	4
		女性	【一般】	33 (2)	23 (2)	69.7	8	19	5	4.6	3
			【サイバー】	0 (0)	- -	-	1	-	-	-	-
			【武道】	2 (2)	2 (2)	100.0	1	2	2	1.0	2
	I類A試験計		132	91	68.9	43	80	41	2.2	34	
	I類(男性) B		57	48	84.2	7	23	12	4.0	4	
	I類(女性) B		8	8	100.0	3	7	3	2.7	1	
	I類B試験計		65	56	86.2	10	30	15	3.7	5	
Ⅲ類(男性)		167	133	79.6	38	104	64	2.1	49		
Ⅲ類(女性)		62	55	88.7	15	47	28	2.0	21		
Ⅲ類試験計		229	188	82.1	53	151	92	2.0	70		
区分計		426	335	78.6	106	261	148	2.3	109		
総計		1,432	1,172	81.8	378	766	442	2.7	294		

※大卒C試験の採用予定数について、大卒A及びB試験で採用予定数を確保できなかった職種(A・B試験の内数)であることから区分計及び合計には含まない。

※警察官I類Aの下段の()は併願者の人数であり、内数となる。

※警察官I類Aの申込者数・受験者数について、一般はサイバー・武道の併願者を含む人数であり、I類A試験計は併願者を除く実数である。

そのため、I類A試験計と一般・サイバー・武道の合計は必ずしも一致しない。

1-2 競争試験実施期日等一覧

試験区分		試験公告 (配布開始)	受付期間	試験日		試験種目	合格発表日
大学卒業 程度	事務B 技術B	令和6年 2月13日(火)	令和6年 3月1日(金) ～3月20日(水・祝)	第1次	4月1日(月)～4月16日(火)	SPI3(基礎能力検査、性格検査) :テストセンター	4月25日(木)
				第2次	5月12日(日)～5月31日(金)	適性検査・論文試験又は 専門試験・人物試験	6月17日(月)
	事務A 技術A	4月16日(火)	5月1日(水) ～5月17日(金)	第1次	6月16日(日)	教養試験・専門試験	7月3日(月)
				第2次	7月9日(火)～7月30日(火)	適性検査・論文試験又は 専門論述試験・人物試験	8月26日(月)
	技術C	10月15日(火)	10月24日(木) ～11月5日(火)	第1次	11月24日(日):長崎会場 11月15日(金)～12月4日(水) :テストセンター会場	SPI3(基礎能力検査、性格検査) :ペーパーテスト又はテストセン ター	12月13日(金)
				第2次	令和7年 1月11日(土)～1月12日(日)	適性検査・専門論述試験・人物試験	2月6日(木)
短大卒業 程度	技術	7月2日(火)	7月29日(月) ～8月16日(金)	第1次	9月29日(日)	教養試験・専門試験	10月7日(月)
				第2次	10月23日(水)～11月1日(金)	適性検査・論文試験・人物試験	11月21日(木)
高校卒業 程度	事務 技術	7月2日(火)	7月29日(月) ～8月16日(金)	第1次	9月29日(日)	教養試験 専門試験(技術のみ)	10月7日(月)
				第2次	10月23日(水)～11月5日(火)	適性検査・作文試験・人物試験	11月21日(木)
警察官	警察官I類B	令和6年 2月13日(火)	令和6年 3月1日(金) ～3月20日(水・祝)	第1次	4月1日(月)～4月16日(火)	SPI3(基礎能力検査、性格検査) :テストセンター	4月30日(火)
				第2次	5月16日(木)～5月28日(火)	適性検査・論文試験・体力試験 ・人物試験・身体等検査	6月17日(月)
	警察官I類A [一般] [サイバ] [武道]	4月16日(火)	5月1日(水) ～5月17日(金)	第1次	7月4日(日)	教養試験・選択試験(「サイバ」[武 道]のみ)	7月25日(木)
				第2次	8月14日(水)～9月3日(火)	適性検査・論文試験・体力試験 ・人物試験・身体等検査	9月17日(火)
	警察官III類	7月2日(火)	7月29日(月) ～8月16日(金)	第1次	10月20日(日)	教養試験	10月28日(月)
				第2次	11月7日(水)～11月22日(金)	適性検査・作文試験・体力試験 ・人物試験・身体等検査	12月16日(月)

1-3 競争試験会場別受験者数

	職 種	試験地	会 場	月日	受験者数	
					R 6	R 5
大学卒業 程度	事務・技術B	長 崎	長崎県庁 出島メッセ長崎	-	-	226
		東 京	CIVI研修センター日本橋		-	24
		大 阪	CIVI研修センター新大阪東		-	19
		テスト センター	リアル会場 オンライン会場	4/1 ~4/16	391	-
	事務・技術A	長 崎	長崎県庁	6/16	243	263
		東 京	CIVI研修センター日本橋		4	8
		大 阪	CIVI研修センター新大阪東		9	8
	技術C	長 崎	長崎県庁	11/24	18	11
テスト センター		リアル会場 オンライン会場	11/15 ~12/4	18	26	
短大卒業 程度	技術	長 崎	長崎県庁	9/29	1	8
		佐世保	長崎県立大学（佐世保校）		1	9
高校卒業 程度	事務・技術	長 崎	長崎県庁	9/29	90	129
		佐世保	長崎県立大学（佐世保校）		47	39
		島 原	島原振興局		9	10
		下五島	五島振興局		1	0
		上五島	五島振興局上五島支所		1	0
		壱 岐	壱岐振興局		0	2
		対 馬	対馬振興局		4	1
警察官	I 類（男性・女性）B	長 崎	出島メッセ長崎	-	-	18
		テスト センター	リアル会場 オンライン会場		4/1 ~4/16	56
	I 類（男性・女性）A 【一般】※	長 崎	長崎県庁	7/14	80	131
	I 類（男性・女性）A 【選択（サイバー・武道）】	長 崎	長崎県警察本部		11	14
警察官	Ⅲ類（男性・女性）	長 崎	長崎県庁	10/20	107	137
		佐世保	長崎県立大学（佐世保校）		61	56
		島 原	島原振興局		11	14
		下五島	五島振興局		2	4
		上五島	五島振興局 上五島支所		1	1
		壱 岐	壱岐振興局		2	3
		対 馬	対馬振興局		4	6

※職種・会場・月日は、令和6年度実施のものであり、前年度と必ずしも同じではない。

※警察官 I 類（男性・女性）A【一般】の受験者数は、【選択】受験者で【一般】を併願している者は含まない。

1-4 採用選考の実施状況

部局名	職 名	人数 (人)
知 事	行政、水産、農業、建築（民間企業等職務経験者）	9
	身体、精神及び知的障害を対象とした一般事務	2
	一般事務（就職氷河期世代）	1
	行政（デジタル）	2
	医師	1
	獣医師	6
	薬剤師	4
	診療放射線技師	1
	臨床検査技師	4
	保健師	7
	看護師	2
	職業訓練指導員	2
	学芸員	1
	社会福祉（心理判定）	2
	研究員	1
人事交流等	13	
	58	
教育委員会	身体、精神及び知的障害を対象とした教育事務	1
	教育事務（就職氷河期世代）	2
	学芸員	1
	海技従事者	1
	人事交流等	27
	32	
警察本部	警察技術職員（保健師）	1
	警察技術職員（研究員）	3
	警察技術職員（建築）	1
	人事交流等	18
	23	
交 通 局	交通局事務（貸切営業職）	2
	交通局事務（電算職）	1
	運転技師	33
	整備技師	1
	37	
合 計		150

1-5 任期付職員の採用の承認

採用する職	任期	備考
こども医療福祉センター次長	R6.10.1 ～ R9.3.31 (2年間6月)	
スマート県庁推進課企画監	R7.1.1 ～ R9.3.31 (2年間3月)	更新
基地対策・国民保護課参事	R7.4.1 ～ R10.3.31 (3年間)	
壱岐高校中国語講師	R7.4.1 ～ R8.3.31 (1年間)	
対馬高校韓国語講師	R7.4.1 ～ R9.3.31 (2年間)	
長崎東高校英語講師	R7.4.1 ～ R10.3.31 (3年間)	

1-6 昇任選考

(人)

部 局 名	人事委員会選考分						委 任 分			
	主任主事級	係長級	課長補佐級	課長級	次長級	部長級	主任主事級	巡查部長	警部補	警部
知 事		94	127	61	18	2	96			
議 会		1	2				1			
人 事 委 員 会			1			1				
監 査 事 務 局										
選 挙 管 理 委 員 会		1					1			
県 南 部 海 区 漁 業 調 整 委 員 会		1								
県 北 部 海 区 漁 業 調 整 委 員 会		1								
対 馬 海 区 漁 業 調 整 委 員 会										
五 島 海 区 漁 業 調 整 委 員 会										
教 育 委 員 会		3	3	1	1	1	5			
学 校		11	11	4			25			
警 察 本 部		10	10	5	16		1			
交 通 局		5	3				1			
合 計	0	127	157	71	35	4	130	0	0	0

(委任した昇任試験)

(1) 昇任試験実施結果

	受験者数 人	合格者数			最終合格率 %
		第1次試験 人	第2次試験 人	第3次試験 人	
警部昇任試験	504	97	36	24	4.8
警部補昇任試験	652	125	74	53	8.1
巡查部長昇任試験	752	152	80	65	8.6

(2) 昇任試験実施日

	第1次試験	第2次試験	第3次試験
警部昇任試験	令 6.4.15	令 6.4.26	令 6.6.11
警部補昇任試験	令 6.4.15	令 6.4.30	令 6.6.7、10
巡查部長昇任試験	令 6.4.16	令 6.5.1	令 6.6.13、14

2 人事委員会報告及び勧告

I 職員の給与に関する報告及び勧告

(1) 本年の給与改定等

項 目	状 況																
報告及び勧告日	令和6年10月4日(金)																
公 民 較 差 (行政職)	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">公民較差</th> <th colspan="2">(参考) 官民較差 (国)</th> </tr> <tr> <th></th> <th>公民較差 (行政職)</th> <th></th> <th>官民較差 (行政職)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>率</td> <td>2.80%</td> <td>率</td> <td>2.76%</td> </tr> <tr> <td>金額</td> <td>10,277円</td> <td>金額</td> <td>11,183円</td> </tr> </tbody> </table>	公民較差		(参考) 官民較差 (国)			公民較差 (行政職)		官民較差 (行政職)	率	2.80%	率	2.76%	金額	10,277円	金額	11,183円
公民較差		(参考) 官民較差 (国)															
	公民較差 (行政職)		官民較差 (行政職)														
率	2.80%	率	2.76%														
金額	10,277円	金額	11,183円														
勧 告	<p>○ 本年の給与改定</p> <p>1 職員の給与に関する条例の改正</p> <p>(1) 給料表について 現行の給料表を別記第1(略)のとおり改定すること。</p> <p>(2) 諸手当について</p> <p>ア 初任給調整手当について</p> <p>(ア) 医療職給料表(一)の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額 の限度を416,600円とすること。</p> <p>(イ) 医療職給料表(一)以外の給料表の適用を受ける医師及び歯科医師 で、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする職を占めるものに対 する支給月額の限度を51,600円とすること。</p> <p>イ 期末手当及び勤勉手当について</p> <p>(ア) 令和6年12月期</p> <p>a 特定幹部職員以外の職員 期末手当の支給割合を1.275月分(定年前再任用短時間勤務職員に あっては、0.7125月分)とし、勤勉手当の支給割合を1.075月分 (定年前再任用短時間勤務職員にあっては、0.5125月分)とすること。</p> <p>b 特定幹部職員 期末手当の支給割合を1.075月分(定年前再任用短時間勤務職員に あっては、0.6125月分)とし、勤勉手当の支給割合を1.275月分 (定年前再任用短時間勤務職員にあっては、0.6125月分)とすること。</p> <p>(イ) 令和7年6月期以降</p> <p>a 特定幹部職員以外の職員 6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.25月 分(定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ0.7月分)と</p>																

し、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.05月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ0.5月分）とすること。

b 特定幹部職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.05月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ0.6月分）とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.25月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ0.6月分）とすること。

2 市町村立学校県費負担教職員の給与等に関する条例の改正

(1) 給料表について

現行の給料表を別記第2（略）のとおり改定すること。

(2) 期末手当及び勤勉手当について

ア 令和6年12月期

期末手当の支給割合を1.275月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、0.7125月分）とし、勤勉手当の支給割合を1.075月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、0.5125月分）とすること。

イ 令和7年6月期以降

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.25月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ0.7月分）とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.05月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ0.5月分）とすること。

3 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正

(1) 給料表について

現行の給料表を別記第3（略）のとおり改定すること。

(2) 特定任期付職員の令和6年12月期の期末手当について

期末手当の支給割合を1.75月分とすること。

○ 改定の実施時期

この改定は、令和6年4月1日から実施すること。ただし、1の(2)のイの(イ)及び2の(2)のイについては、令和7年4月1日から実施すること。

給与改定の内容

(1) 諸手当

期末・勤勉手当

年間の支給月数 4.50月分 → 4.60月分（一般職員の場合）

	6月期	12月期
令和6年度 期末手当	1.225月（支給済み）	1.275月（現行1.225月）
勤勉手当	1.025月（支給済み）	1.075月（現行1.025月）
7年度 期末手当	1.250月	1.250月
以降 勤勉手当	1.050月	1.050月

勧告どおり改定された場合の1人当たりの改定状況	給与月額				行政職（人員 4,199 人、平均年齢 41.5 歳）				
	区 分	現 行	改 定 後	改 定 額	改 定 率				
	計	357,531 円	367,695 円	10,164 円	2.84%				
	給料の月額	322,611 円	332,402 円	9,791 円	3.03%				
	諸 手 当	34,920 円	35,293 円	373 円	1.07%				
	(参考)								
	区 分	現 行	改 定 後	改 定 額	改 定 率				
年間給与	5,925 千円	6,133 千円	208 千円	3.51%					

(2) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）

項 目	状 況
基本的な考え方	<p>人事院は、「多様で有為な人材の確保」、「職員の成長支援と組織パフォーマンスの向上」、「Well-being の実現に向けた環境整備」という現下の公務員人事管理をめぐる重点課題に対応するため、給与制度のアップデートとして「若年層の採用等におけるより競争力のある給与水準の設定」、「職務や職責をより重視した俸給体系等の整備」、「地域における民間給与水準の反映」等の観点から俸給表や諸手当等の給与制度を整備することとした。</p> <p>また、総務省の「社会の変革に対応した地方公務員制度のあり方に関する検討会給与分科会」が示した「給与分科会の取りまとめに向けた基本的方向性」では、人材確保の観点から、新卒初任給や若年層の給与水準を引き上げることや、組織パフォーマンス向上等の観点から、管理職員について職務や職責を重視した給料体系に見直すことは適当であるとしたうえで、国家公務員の給与制度のアップデートの措置内容をどのように反映するのかは各地方公共団体における独自の判断の余地が必要としている。また、諸手当について、国家公務員の給与制度のアップデートの措置内容を踏まえ、適切に対応する必要があるとしている。</p> <p>以上の点に加え、他の都道府県の取扱いの状況を勘案すれば、本県職員の給与については、地方公務員法の均衡の原則等の各種原則に基づき、人事院の報告及び勧告の趣旨を踏まえた見直しを行う必要がある。</p>
主な改定すべき事項	<p>① 給料表 人事院勧告の内容に準じ、新たな給料表に切り替える必要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・初任給や若年層の給料月額的大幅引上げ（令和 6 年 4 月に先行実施） ・行政職給料表 8 級以上を職務や職責をより重視した給料体系に見直し <p>② 地域手当 人事院勧告の内容に準じ、級地区分及び支給地域・支給割合を見直す必要</p> <p>③ 扶養手当 人事院勧告の内容に準じ、配偶者に係る手当を廃止し、子に係る手当を引き上げる必要</p>

	<p>④ 定年前再任用短時間勤務職員等の諸手当 人事院勧告の内容に準じ、支給対象手当に住居手当等を新たに加えるよう見直す必要</p>
<p>勸告</p>	<p>○ 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備のための給与改定</p> <p>1 職員の給与に関する条例及び市町村立学校県費負担教職員の給与等に関する条例の改正</p> <p>(1) 給料表について</p> <p>Iの1の(1)による改定後の給料表を別記第4(略)のとおり改定することとし、新給料表への切替えは、別記第5(略)の切替要領によること。</p> <p>また、Iの2の(1)による改定後の給料表を別記第6(略)のとおり改定することとし、新給料表への切替えは、別記第7(略)の切替要領によること。</p> <p>(2) 昇給制度について</p> <p>行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの及びこれに相当する職員として人事委員会規則で定める職員の昇給については、当該職員の勤務成績が極めて良好である場合又は特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。</p> <p>(3) 諸手当について</p> <p>ア 扶養手当</p> <p>扶養手当については、国家公務員の「社会と公務の変化に応じた給与制度の整備」(給与制度のアップデート)に関する人事院勧告の内容に準じて改定すること。</p> <p>イ 地域手当</p> <p>地域手当については、国家公務員の給与制度のアップデートに関する人事院勧告の内容に準じて改定すること。</p> <p>ウ 通勤手当</p> <p>通勤手当の1箇月当たりの交通機関等に係る通勤手当の額、交通用具に係る通勤手当の額及び新幹線鉄道等に係る通勤手当の額を合算した額の限度については、国家公務員の給与制度のアップデートに関する人事院勧告で示された額を限度に改定すること。</p> <p>エ 単身赴任手当</p> <p>単身赴任手当については、国家公務員の給与制度のアップデートに関する人事院勧告の内容に準じて改定すること。</p> <p>オ 管理職員特別勤務手当</p> <p>管理職員特別勤務手当については、国家公務員の給与制度のアップデートに関する人事院勧告の内容に準じて改定すること。</p> <p>カ 定年前再任用短時間勤務職員等の諸手当</p> <p>定年前再任用短時間勤務職員等の諸手当については、国家公務員の給与制度のアップデートに関する人事院勧告の内容に準じて改定すること。</p> <p>2 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正</p> <p>特定任期付職員の特別給については、国家公務員の給与制度のアップデート</p>

	<p>に関する人事院勧告の内容に準じて改定すること。</p> <p>3 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例の改正 暫定再任用職員の諸手当については、国家公務員の給与制度のアップデートに関する人事院勧告の内容に準じて改定すること。</p> <p>4 経過措置 1の(3)に係る経過措置については、国家公務員の給与制度のアップデートに関する人事院勧告の内容に準じること。</p> <p>○ 改定の実施時期 令和7年4月1日から実施すること。</p>
<p>給与に関する その他の課題</p>	<p>① 昇給制度 人事院は、役職段階に応じた各職員層について、個々の職員の能力・実績をより適切に反映できるよう昇給制度を見直すこととしており、本県においても国や他の都道府県の動向等に留意しつつ、見直しを行う必要</p> <p>② 通勤手当 人事院は、額及び新幹線等の支給要件について見直しており、本県においても国及び他の都道府県の動向等に留意して見直しを行う必要</p> <p>③ 勤勉手当の成績率 人事院は、特に高い業績を挙げた者に対してより高い水準の処遇が可能になるよう、勤勉手当の成績率の上限を引き上げることとしており、本県においても、国及び他の都道府県の動向等に留意しつつ、見直しの必要性について検討する必要</p> <p>④ 今後の検討にあたり留意すべき事項 人事院は、今後も職務ベースの報酬設定や能力・実績主義の徹底等について取り組んでいくこととしており、本県においても、今後の国の動向を注視しながら、適切に対応していく必要</p>

II 職員の人事管理に関する報告

(1) 人材の確保

項 目	状 況
採用試験の見直し	多様で優れた人材の確保に向けて、中長期的な視点を持った採用試験の総合的な見直しにも取り組む必要があり、具体的な取組については、人材育成方法とあわせ、任命権者と協議・検討を進めていく必要
公務の魅力発信等の取組	公務の魅力や仕事のやりがいを、より具体的かつリアルに感じてもらい、県職員として働く姿をイメージしてもらうことが重要 各任命権者においても、人材確保の現状が危機的状況であることを組織全体での共通認識とし、公務の魅力発信等について一体的に取り組む必要
障害者の雇用に関する取組	法定雇用率の達成はもとより、障害のある職員を含む全ての職員にとって働きやすく働きがいのある「魅力ある職場づくり」の推進を図る必要

(2) 人材の育成と能力・実績に基づく人事管理の推進

項 目	状 況
人材の育成	若いうちから自律的なキャリア形成意識やマネジメント能力の向上を図るとともに、管理職の人材育成意識を高めキャリア支援力の向上につながる取組をより充実させていく必要 DXの推進に向けた取組を充実・拡充し、戦略的にデジタル人材を育成していく必要 女性職員の育成・登用を一層進めていく必要
能力・実績に基づく人事管理の推進	職務や職責に応じた適切な目標の設定及び評価を行い、その評価結果について丁寧なフィードバックを徹底する必要 日頃から積極的なコミュニケーションを図り、業務の進捗状況を把握するとともに課題を共有しながら、適切な指導・助言を行うことにより、人材育成にもつなげていく必要 人事評価制度の運用実態の把握・検証を行いながら、評価者の評価能力向上に資する研修の充実を図る必要

(3) 働き方改革と勤務環境の整備

項 目	状 況
多様で柔軟な働き方の推進	テレワークやフレックスタイム制を多様で柔軟な働き方の選択肢の一つとして定着させるため、職員の意識の改革を図るとともに、勤務形態の異なる職員間の情報共有等が円滑になされるよう配慮する必要
長時間労働の是正	管理職員等のマネジメント力の強化を図るとともに、引き続き、業務内容の見直しやデジタル化・DXの推進を積極的に行い、公務能率の向上に一層努める必要 県及び各市町の教育委員会が連携し、勤務時間の適正な把握・管理に努めるとともに、現在実施している取組の結果を検証しながら、学校における働き方改革を推進する必要
仕事と家庭生活の両立支援	両立支援制度を職員が円滑に利用できるよう、引き続き、周知に努めるとともに、制度を利用しやすい環境づくりや意識啓発を推進していくことが重要 積極的に男性職員の育児休業の取得を促し、「男性育休は当たり前」という組織になるよう、取得率の更なる向上を図る必要
職員の健康管理	疾病の重症化防止のためには、早期発見、早期治療が有効であり、職員の健康保持に対する意識を更に高めていく必要 引き続き、メンタルヘルス不調の未然防止や早期発見・早期対応につながる取組を実施していくとともに、休職した職員の円滑な職場復帰のための支援等を総合的に実施していく必要

ハラスメント防止対策	引き続き、管理職員をはじめ全ての職員にハラスメント等に対する正しい認識と自覚を徹底し、意識啓発に更に取り組むとともに、安心して相談できる良好な職場環境づくりを推進する必要 組織外からの著しい迷惑行為（いわゆるカスタマー・ハラスメント）への対応についても効果的な対策を策定するなど、引き続きハラスメント防止対策の充実を図る必要
------------	---

3 勤務条件に関する措置の要求の状況

※ () 内は事案数

区分	令和5年度 末の係属件 数	令和6年度 中の要求件 数	令和6年度 中の終結件 数	令和7年度 への繰越件 数
給与	1(1)	2(2)		3(3)
休暇				
その他				
計	1(1)	2(2)	0(0)	3(3)

※ () 内は事案数

区分	令和6年度 中の終結件 数	左の内訳				
		却下	取下げ	判定		
				全部容認処 分取消	一部容認処 分修正	全部否認処 分承認
給与						
休暇						
その他						
計	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)

4 不利益処分についての審査請求の状況

※ () 内は事案数

区分		令和5年度末 の係属件数	令和6年度中 の申立件数	令和6年度中 の終結件数	令和7年度へ の繰越件数
懲戒 処分	争議行為	12,349(17)		222(0)	12,127(17)
	その他	5(5)	1(1)	1(1)	5(5)
分限処分		1(1)	2(2)	1(1)	2(2)
その他		0(0)			0(0)
計		12,355(23)	3(3)	224(2)	12,134(24)

※ () 内は事案数

区分	令和6年度中 の終結件数	左の内訳				
		却下	取下げ	判定		
				全部容認 処分取消	一部容認 処分修正	全部否認 処分承認
懲戒処分	222(0)	211(0)	11(0)			
分限処分	1(1)	1(1)				
その他	1(1)	1(1)				
計	224(2)	213(2)	11(0)			